

第六次長野市男女共同参画基本計画素々案

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、それにより男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のため、市、市民、事業者等が力を合わせ、総合的かつ計画的に取り組を進めています。

平成15（2003）年4月には「長野市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき「長野市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を通して男女共同参画を推進しています。

近年においては、少子高齢化の進行による大幅な人口減少や、相対的貧困率の高止まり、女性に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）の増加・深刻化など、社会情勢が大きく変化し、その対応が求められる中、第五次長野市男女共同参画基本計画（以下「第五次基本計画」という。）では、男女共同参画・女性活躍に係る取組をより一層推進してきました。女性の就業率の増加、男性の家事・育児に対する意識の変化、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の普及など、一定の進展が見られる一方で、政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、根強く残る固定的性別役割分担意識、それに起因する社会制度の中にあるバリアなど、依然としてあらゆる分野で課題が残っている状況です。

性別に関わらず、全ての人が平等に責任・権利・機会を分かち合い、対等に意思決定に参画できる「ジェンダー平等」を実現するためには、あらゆる政策や事業などを立案・実行する過程において男女で異なる課題やニーズを踏まえる「ジェンダー主流化」を市は率先して取り組む必要があります。そしてその取組が浸透し、施策に反映されることで長野市全体の男女共同参画が推進され、**〇〇なまちの実現が図られます。（総合計画と整合させる）**

「第六次長野市男女共同参画基本計画」（以下「第六次基本計画という。」）は、社会情勢や市民の意識、国等の動向をふまえ、ジェンダー主流化の観点を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けた効果的な施策を推進することを目的として、策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

平成7（1995）年の第4回世界女性会議において国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントと地位向上のための具体的な取組の指針が示されました。その後、各国において取組の見直しと評価が行われてきました。

平成 27（2015）年の国連持続可能な開発サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。目標の 1 つに「目標 5 ジェンダー平等の実現」が設定されるだけでなく、同アジェンダの前文においては「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントを達成することをめざす」とあるように、ジェンダー平等の実現は SDGs 全体の目的であると言えます。

世界各国におけるジェンダー平等に向けた動きは加速する一方、世界経済フォーラムが令和 7（2025）年に公表した各国の男女格差を測る指標である「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」によると、日本は 148 か国中 118 位と低い順位で、特に政治・経済分野において国際的に後れを取っている状況です。

昭和 54（1979）年国連総会において採択された「女子差別撤廃条約」では、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障し、日本は昭和 60（1985）年に批准しました。平成 11（1999）年には、その実行性を強化するため、改めて「同条約選択議定書」が採択されました。現在までに多くの国が批准していますが、日本はいまだ批准に至っていません。※長野市議会では、令和 6（2024）年 6 月市議会定例会において、その速やかな批准を求める意見書を採択し、国に提出。

（2）国の動き

国では、平成 12（2000）年に男女共同参画基本計画を策定し、以降、男女共同参画社会の形成促進に向けて総合的かつ計画的に施策を推進してきました。令和 8（2026）年には第 6 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、目指すべき社会として以下の 4 つが提示されました。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

また、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現する社会形成に資するものであると言及されています。

【主な動き】

◆「男女共同参画社会基本法」の改正

令和 7（2025）年 6 月に独立行政法人男女共同参画機構法の成立に伴い男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画センターが、各種団体（女性団体、NPO、福祉、教育等の関係機関や、地域コミュニティなど）が相互に連携・協働するための拠点施設として法的に位置づけられました。

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

令和 7（2025）年 6 月に女性活躍推進法が改正され、法律の有効期限が 10 年延長になったことに加え、男女間賃金差異、女性管理職比率について、従業員数が 101 人以上の企業に対して公表を義務化されました。また、女性の職業生活における活躍を推進するに当たって、健康上の特性への配慮について明記されました。

◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」の改正

令和 6（2024）年 5 月に育児・介護休業法及び次世代法が改正され、子の看護休暇の見直し、育児・介護のためのテレワーク導入の努力義務、育児休業取得状況の公表義務の対象が拡充されるなど段階的に施行されています。

◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正

令和 5（2023）年 5 月に DV 防止法が改正され、身体に対する暴力に加え、精神的暴力も対象となるなど、保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化等が定められました。

◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立

女性をめぐる課題は多様化、複合化しており、女性支援の取組を強化することを目的として、令和 4（2022）年 5 月に成立しました。「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点が明確に規定され、地方公共団体の責務として「困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務を有する」ことが明記されました。

(3) 長野県の動き

県では、令和 8（2026）年に第 6 次長野県男女共同参画計画を策定し、「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかに暮らせる長野県」の実現に向け、「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり」を基本テーマに掲げ施策を推進しています。

令和 5（2023）年には、女性の職業生活における活躍の推進に向け「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を発足し、令和 6（2024）年には、「信州未来共創戦略」を策定し、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数※において「政治」、「行政」、「教育」、「経済」全ての分野で上位 10 位以内となることなどの目標を掲げています。

※「地域からジェンダー平等研究会」が毎年発表している、政治・行政・教育・経済各分野に関わる 30 項目の指標から算出する、都道府県ごとの男女平等度の指数

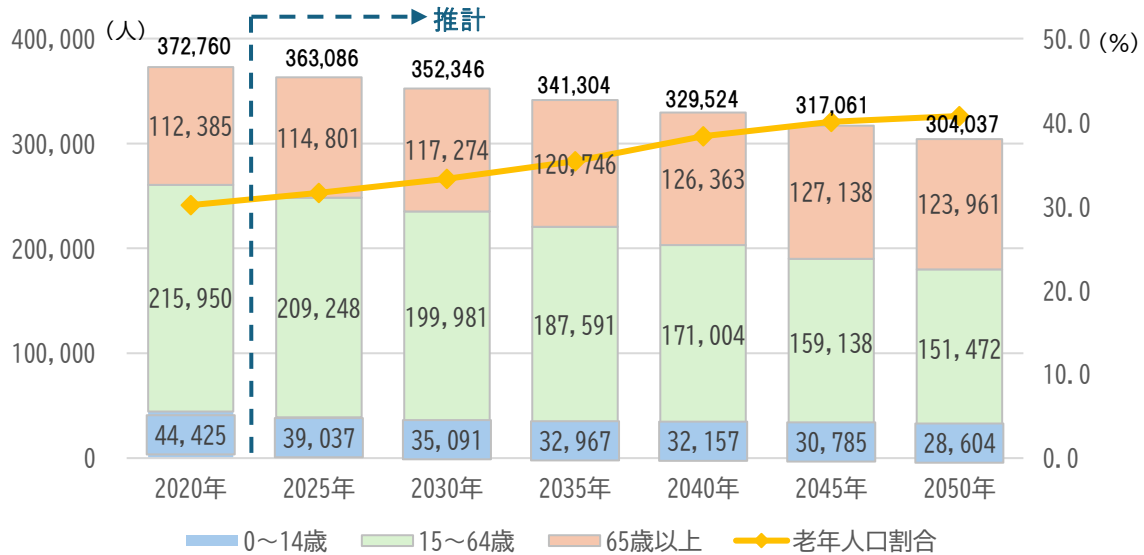
(4) データからみる長野市の現状

ア 人口について

本市の人口は、令和 2（2020）年の国勢調査で約 37 万 3 千人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 32（2050）年には、総人口が約 30 万 4 千人に減少する見込みです。

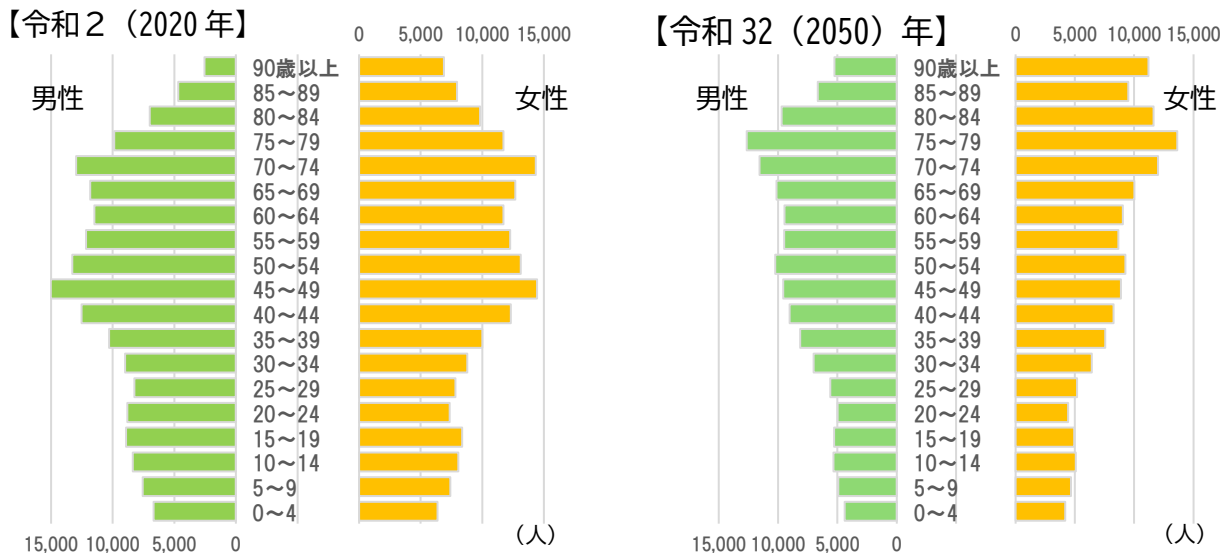
総人口が減少するとともに、より少子高齢化が進行し、老年人口割合は令和 27（2045）年には 40%を超える見込みで、人口ピラミッドもより不安定な花瓶型へと変わりつつあります。
〔図 1、2〕

〔図 1：総人口及び年齢 3 区分別人口の推計〕



2020 年は国勢調査の実績値、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（2023 年公表）

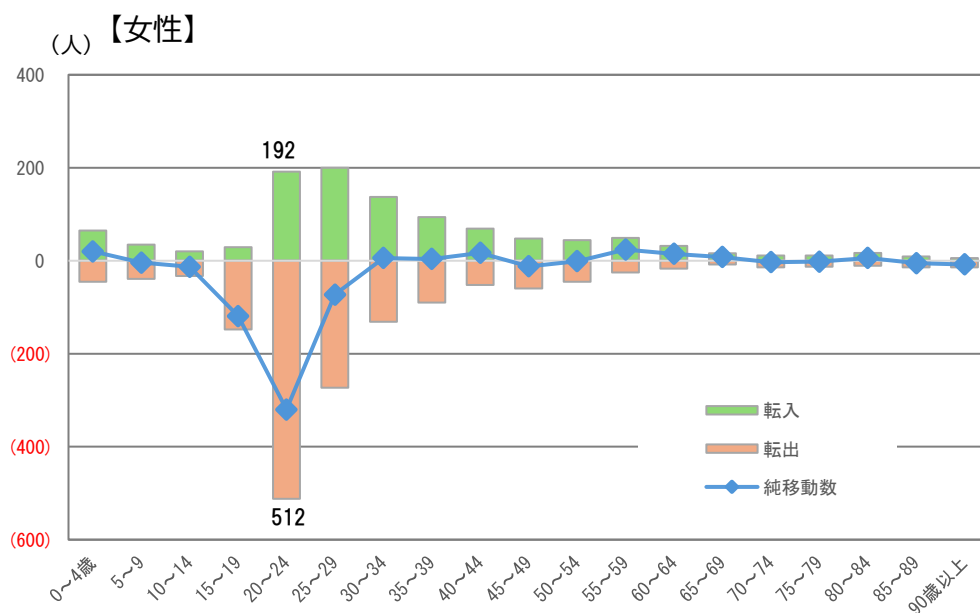
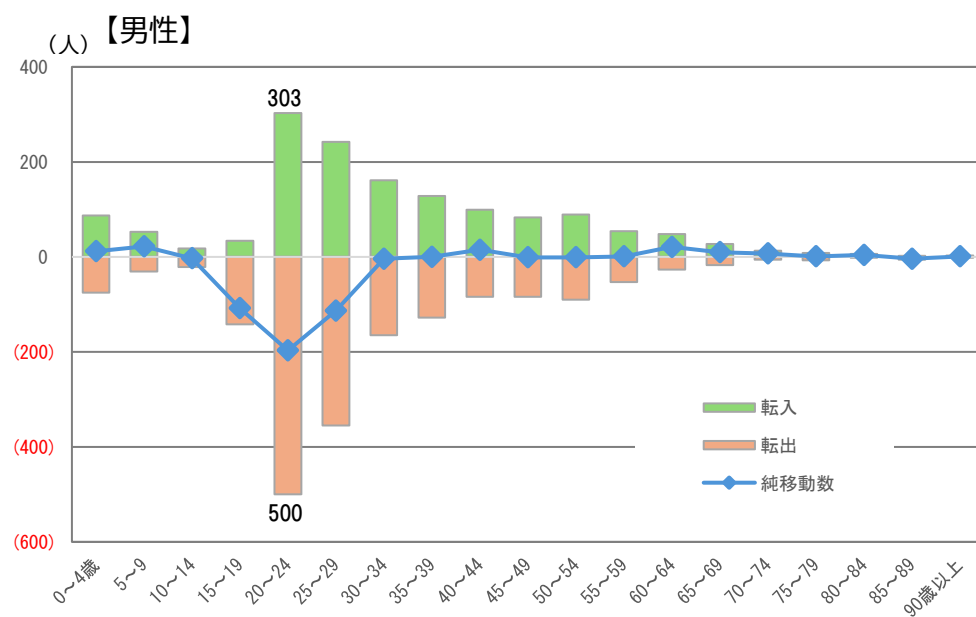
〔図 2：5 歳階級別人口（人口ピラミッド）〕



令和 2（2020）年は国勢調査の実績値令和 32（2052）年は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和 5（2023）年公表）

人口減少が続く中、本市から若者の転出が多く、特に女性は男性と比べて転入者数が少ない状況です〔図 3〕。このような若者の都市部への流出は、地域社会の担い手確保や、経済の衰退など重大な問題につながっています。

〔図3：東京圏転出・転入数及び純移動数（男女別・年齢階級別）（令和5（2023）年）〕



長野市人口ビジョン改訂版（令和7年）より
 ※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
 純移動数＝（転入者数）－（転出者数）

【参考】令和7年度男女共同参画白書（内閣府）より

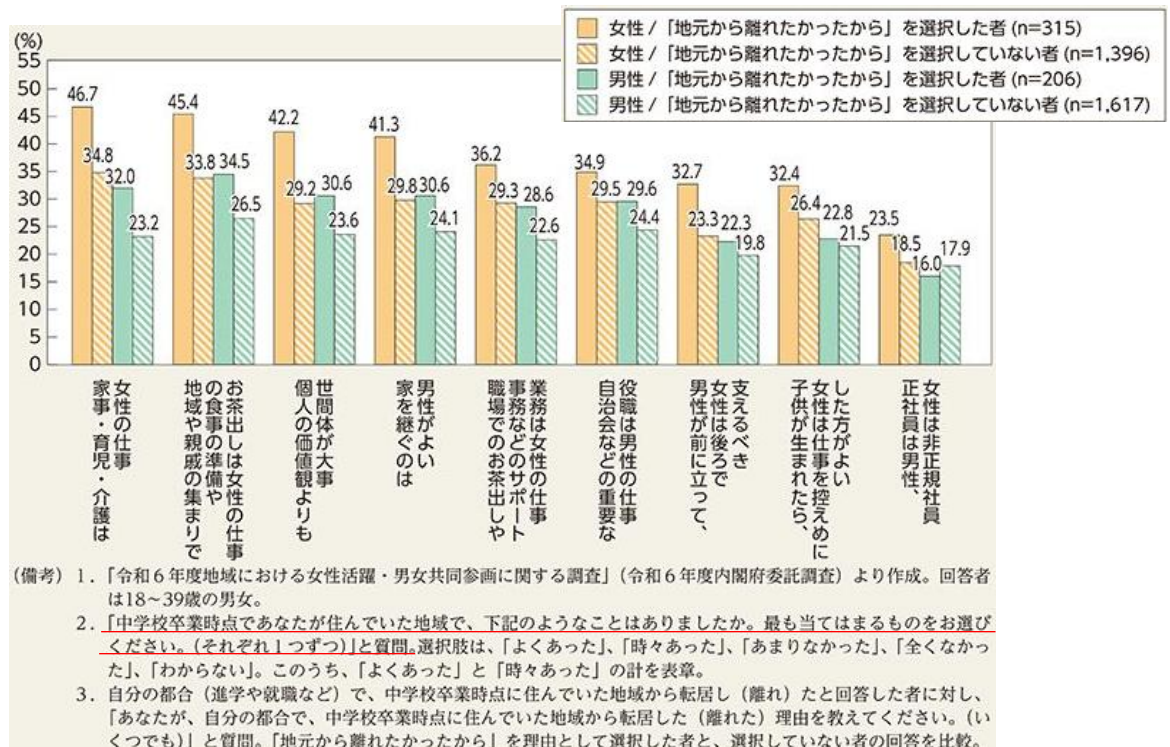
全国的に、若者が地方を離れ東京圏へ一極集中する動きが加速しています。

内閣府男女共同参画局で実施した、地方から東京圏へ転居した人へのアンケート結果によると、東京圏へ転居した理由で「地元から離れたかったから」を選択した女性は、出身地域における固定的な性別役割分担意識等があったと感じている割合が顕著に高い状況であることがわかりました。

○出身地域を離れた理由（東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で転居した者（複数回答））抜粋



○出身地域における固定的性別役割分担意識等と地元から離れたたいという意識の関係

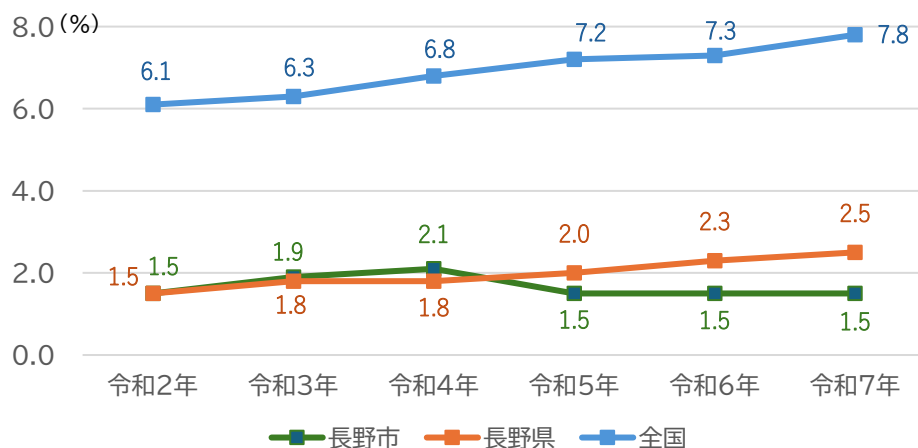


若者、特に女性から選ばれる地域を目指すには、進学先、就職先を整備するだけでなく、地域で根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消を含む、男女共同参画を推進することが重要です。

イ 地域活動への参画状況について

行政連絡区長に占める女性の割合は、全国的に平均が1割にも満たず、低い値を示していますが、近年、全国平均及び長野県平均は上昇傾向にあります。一方、本市は、1.5～2.0%程度と、両平均を大きく下回る低い数値で推移しており、改善傾向が見られません。〔図4〕。

〔図4：行政連絡区（自治会）の代表者に占める女性の割合〕

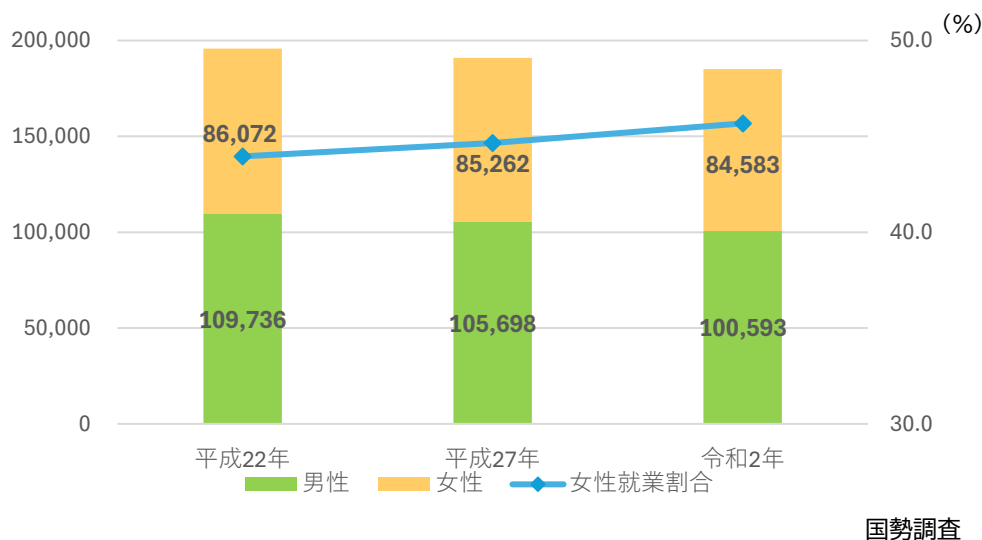


ウ 就業状況について

本市の就業者数の推移を見ると、就業者総数は減少傾向にあるものの、女性の就業者の割合は増加しています〔図5〕。雇用形態に着目すると、女性の正規職員の割合は増加傾向にありますが、男性と比べると非正規雇用の割合が大きい状況です〔図6〕。

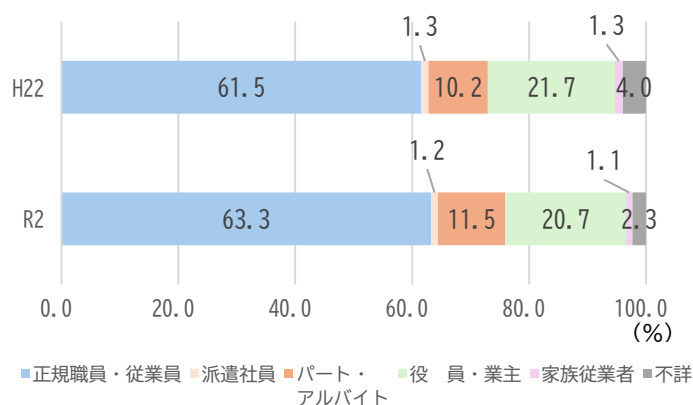
女性の年齢階級別労働力率を見ると、妊娠・出産・子育て期に一旦低下し、育児が落ち着いたところに再び上昇する「M字カーブ」は、近年M字の底が浅くなり、解消されつつあります。しかし、就業状況では、正規雇用で働く女性の比率が20代後半をピークとしてその後低下する「L字カーブ」が顕在化しています〔図7〕。

〔図5：就業者数の推移〕

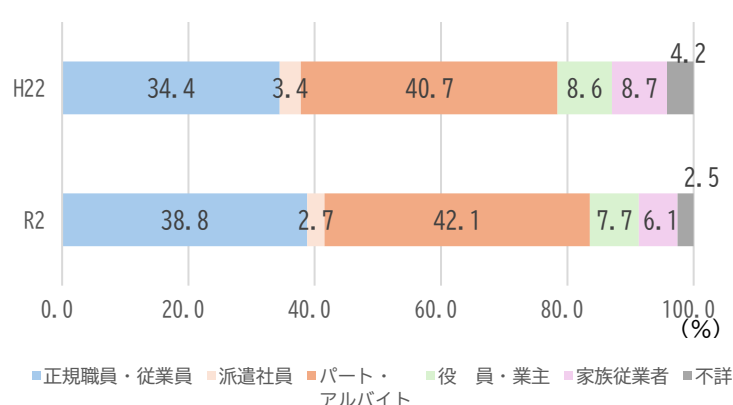


〔図6：雇用形態の割合〕

【男性】

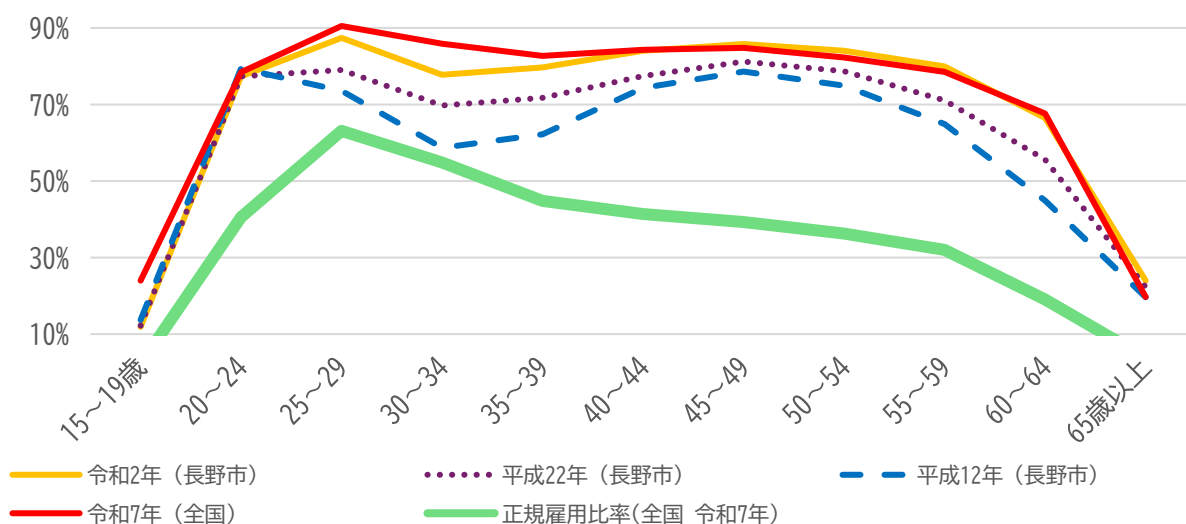


【女性】



国勢調査

〔図7〕女性の年齢階級別労働力率と正規雇用比率

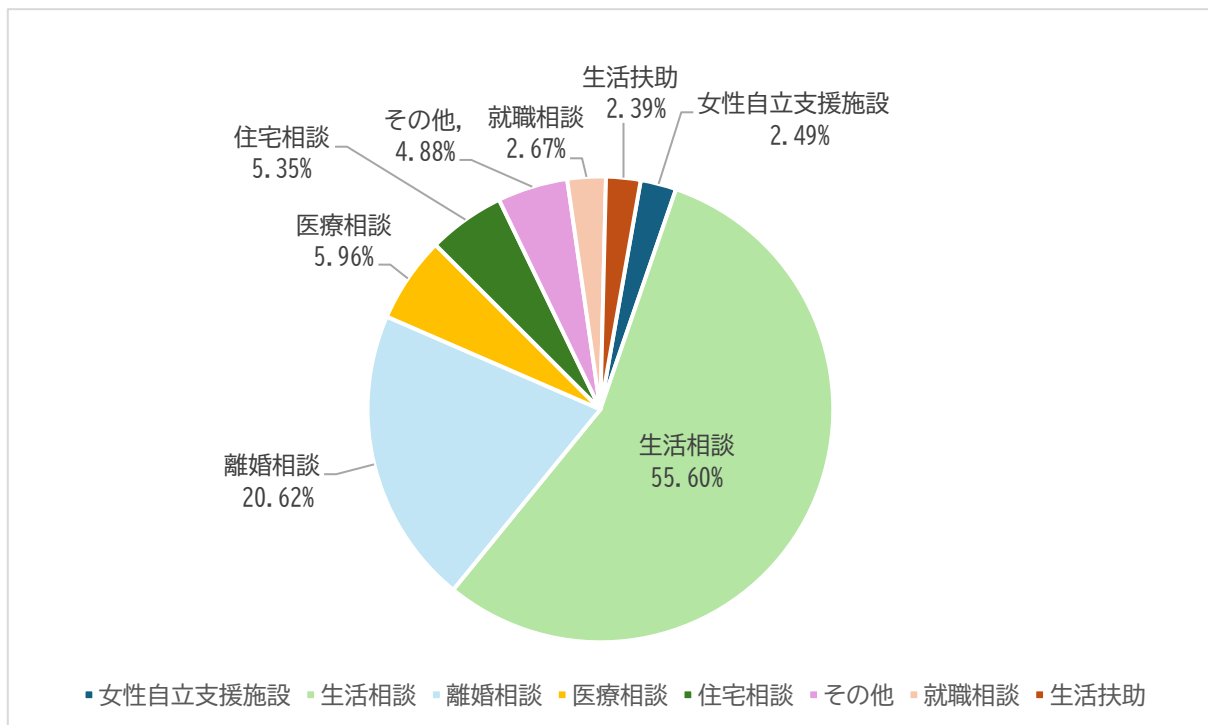


総務省「労働力調査」、長野市「国勢調査」

エ 女性相談の状況について

長野市こども総合支援センターで実施する女性相談支援事業においては、女性が抱える生活上の問題に関する相談内容が多岐にわたり、それぞれが抱える問題が複雑に絡み合っている場合も見られます。相談内容の内訳〔図8〕をみると、夫・交際相手などからのDV（身体的・精神的・経済的・性的を含む）や家庭内不和、子の養育等を含む「生活相談」が55.60%と最も多い状況です。そのほか「離婚相談」20.62%や「医療相談」5.96%と続いており、中にはDVと精神の不調が密接に絡み合うケースもあります。

〔図8：長野市女性相談内容内訳（令和7（2025）年度）〕



3 第五次基本計画の取組状況

第五次基本計画では、本市が目指すべき姿として「一人ひとりが多様な個性や能力を活かすことができる男女共同参画・女性活躍社会の実現」を掲げ、3つの基本目標のもと、8つの主要課題を置き、施策を展開してきました。そして、施策の推進状況を把握するための指標とし数値目標を設定し、毎年度進捗管理を行ってきました。

取組内容及び指標の達成状況については次のとおりです。

基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

- ・取組内容
- ・指標の達成状況（指標A～F）

基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり

- ・取組内容
- ・指標の達成状況（G、H）

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

- ・取組内容
- ・指標の達成状況（I、J）

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本理念

本計画は、「長野市男女共同参画推進条例」において定められた5つの基本理念に沿って、男女共同参画のための施策を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際社会の動向への配慮

(長野市男女共同参画推進条例第3条を要約)

2 計画の基本方針

本計画では、長野市の現状、国や県、国際的な動き、社会情勢の変化などをふまえ、長野市が目指すべき姿を示すとともに、計画期間中に集中的かつ重点的に取り組むための3つの基本目標を設定し、各基本目標に沿った主要課題及び個別施策を掲げて展開します。

3 長野市が目指すべき姿

男女共同参画の推進によるウェルビーイングの実現

第五次計画の取組を引き続き進めるとともに、市のあらゆる施策においてジェンダー主流化の視点を取り入れ、推進していくことで、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮しながら、暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる社会を目指します。

4 基本目標

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

男女共同参画社会は、男女が互いの人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を発揮することができる社会です。この実現のためには、性別による固定観念にとらわれることなく、全ての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。

長年にわたり人々の中に刷り込まれてきた性別に基づくアンコンシャス・バイアス（ジェンダー

バイアス)に気づき、固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画の理解促進に取り組むとともに、子どもや若者に対しても男女共同参画の意識を若いうちから醸成するための教育や学習の機会の充実を図ります。

(2) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を発揮することは、生きがいを感じながら、その人らしい充実した暮らしの実現に資するものとなります。さらに、多様な人が参画し、多様な視点が取り入れられることは、イノベーションをもたらし、持続可能で活力ある地域の構築のためには必要不可欠なものとなります。

本市自らが、女性職員の登用など女性活躍推進のために率先して取り組むとともに、地域活動における女性の参画拡大の促進や、働く場における女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとした誰もが働きやすい職場づくりの促進などを図ります。

(3) 健やかで安全・安心な暮らしの実現

自らの身体について深く知ること、健康の保持・増進のために主体的に行動することができるようになり、さらに、男女の互いの性を理解することで、それぞれの人権を尊重し合う社会の形成につながります。特に女性は性ホルモンの変化の影響を強く受けるため、若いうちから健康上の問題を抱えることが多く、ライフステージに応じた健康づくりへの支援が必要です。

また女性は、日常生活や社会生活において、性別を理由としたDV、性被害、貧困など複合的な困難に直面することが多いです。ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を図るため、広報・啓発に取り組むとともに、困難を抱えている人へのきめ細やかな支援などを通して、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

5 計画の位置付け

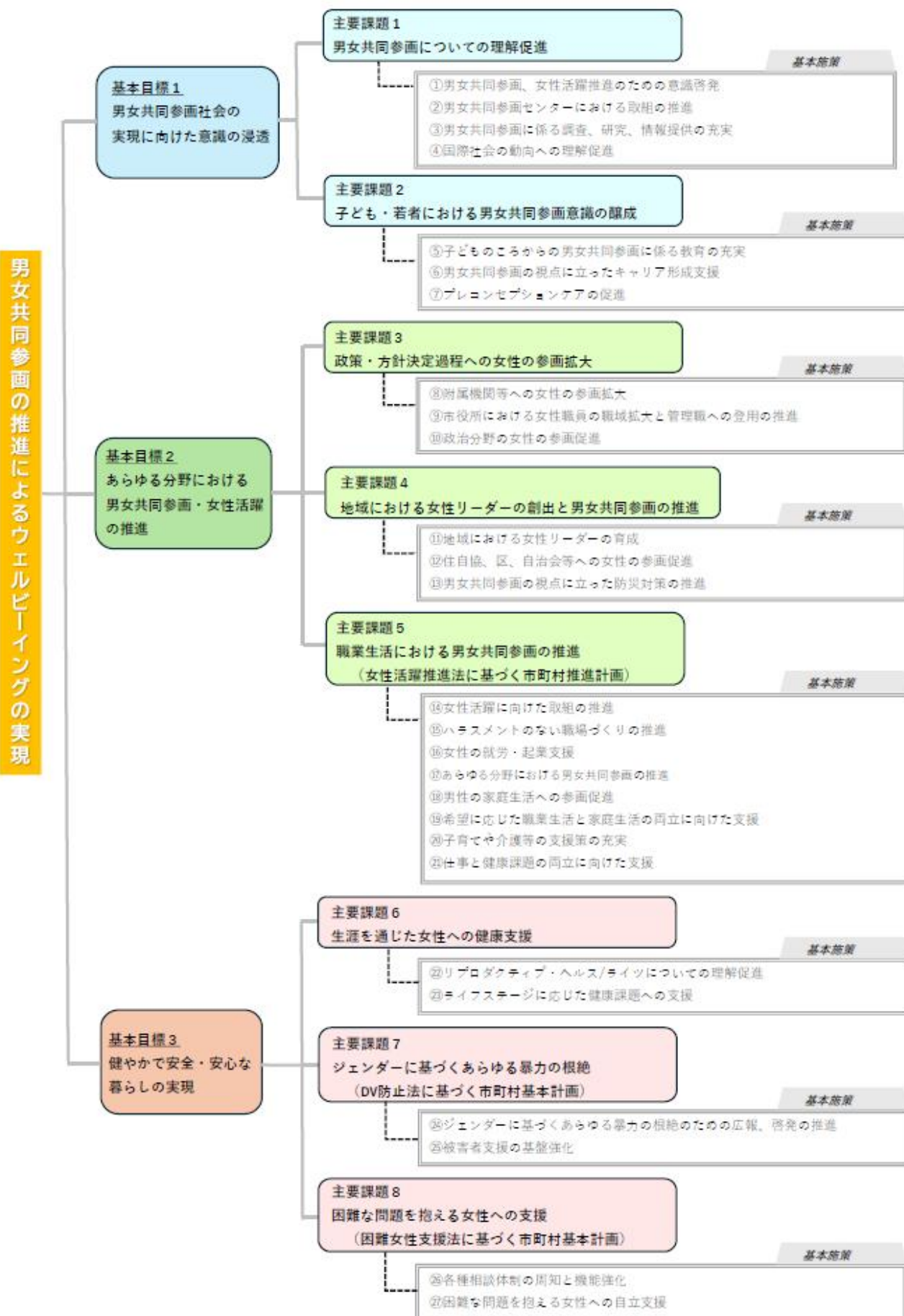
この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画であり、本市の最上位計画である「長野市総合計画」の個別計画に位置付けられます。また、以下の計画と一体的に策定します。

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の市町村基本計画
- (3) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画

6 計画の期間

令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間とします。

7 計画の体系図



第3章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

主要課題1 男女共同参画についての理解促進

男女が互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着していくことが重要です。

地方において固定的な性別役割分担意識をはじめとするジェンダーバイアスが根強く残っていると、女性が首都圏へ流出する要因の1つになると考えられます。男女共同参画の意識を浸透させることは、男女が共に暮らしやすい社会の形成につながるため、その理念を根付かせ、男女双方の意識改革を図るための学習や広報・啓発活動の充実を図ります。事業の推進に当たっては、性別役割分担意識や性別にまつわる困難など男女共同参画に係る意識やその実態について調査・研究を行い、市民への効果的なアプローチを行います。

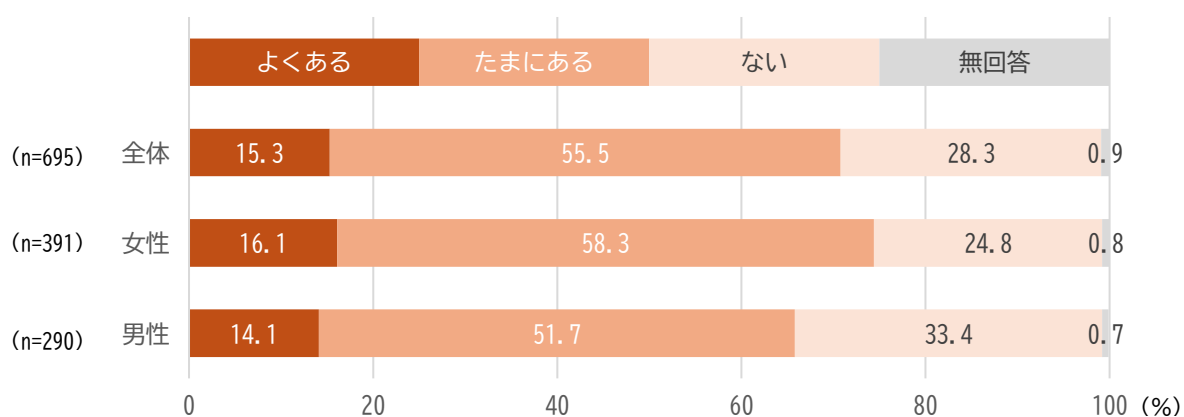
また、本市における男女共同参画推進の拠点である長野市男女共同参画センターの機能充実に努め、男女共同参画に関する取組を推進します。

さらに、国内における関係法令の整備状況や、国際社会における男女共同参画の進展状況、我が国との格差、SDG s等の国際的な目標への理解を深めることは、男女共同参画に対する意識を醸成するために重要であることから、国及び国連の動向や、諸外国の状況などについての情報提供や学習機会の提供に努め、市民の理解を深めます。

■現状と課題

- ▶「男は仕事、女は家事・育児」といった考え方に反対する市民の割合は、緩やかながらも着実に増えています。日常生活の中で「女らしさ・男らしさ」を期待されたり言われたりする場面は、男女ともに依然として残っています。

〔図1-1〕日常生活で「女らしさ・男らしさ」「女性の役割・男性の役割」などを言われたり、期待されたりすること



長野市「令和8年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

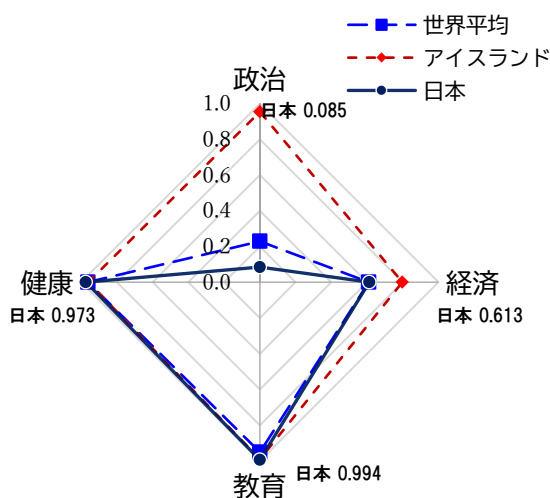
- ▶ 令和7（2025）年6月に男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられました。「長野市男女共同参画センター」においては、市の男女共同参画・女性活躍を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動との連携支援、様々な情報発信に努めるとともに、相談事業の実施などから得られる市民のニーズを把握しながら、効果的・効率的な講座の開催や啓発など、事業の充実が必要です。
- ▶ 男女平等に関する国際的な動向や、諸外国の女性の状況などについての情報を収集し、学習機会の提供等により市民の理解促進を図ることが必要です。

〔図1-2〕

2025ジェンダー・ギャップ指数

※対象は148か国

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス(G7)	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ(G7)	0.803
32	カナダ(G7)	0.767
35	フランス(G7)	0.765
42	アメリカ(G7)	0.756
85	イタリア(G7)	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
118	日本(G7)	0.666
：		



※「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）」

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】労働力率・同じ仕事の賃金の同索性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率

【教育分野】識字率・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】新生児の男女比率・健康寿命

【政治分野】国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数



※「持続可能な開発目標（SDGs）」

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す開発目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。アジェンダの前文には、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と掲げられているほか、17の目標の1つに「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」がある。

【基本施策】

(1) 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するため、広報紙やホームページ、SNS などの様々な機会を通じて、啓発に取り組めます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
1	広報ながの、情報紙等による啓発	広報ながの、情報紙（With You）、市政放送番組及び市ホームページ、SNS などの活用により、男女共同参画に関する情報を発信します。	広報広聴課 人権・男女共同参画課
2	結婚支援における男女共同参画意識の醸成	結婚を希望する人の出会いの場の創出支援や、結婚を応援する機運の醸成などの市の結婚支援の取組において、男女共同参画の視点を取り入れた講座などを開催します。	移住推進課
3	男女共同参画の視点に立った情報の発信	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現の徹底を図ります。	人権・男女共同参画課 全 課
4	男女共同参画週間の活用	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課
5 NEW	市職員の男女共同参画に関する意識の向上	市のあらゆる施策にジェンダー平等の観点を反映させるジェンダー主流化の推進に向けて市職員の認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	職員研修所 人権・男女共同参画課

(2) 男女共同参画センターにおける取組の推進

男女共同参画推進の拠点として、講座の開催や、女性のための相談を実施するとともに、市民、市民活動団体等と積極的に連携し、地域における活動を促進させます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
6	男女共同参画センター主催の講座等の開催	性別による固定的な役割分担意識の是正のための講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める啓発活動に努めるとともに、女性のエンパワメントを図ります。	人権・男女共同参画課
7	団体活動への支援	市民団体による男女共同参画に関する活動を促進するため、当該活動を支援します。	人権・男女共同参画課
8	相談機能の充実	様々な悩みや問題を抱える女性相談者に寄り添いながら、関係機関との連携により相談機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
9	情報の収集と提供	男女共同参画に関する各種資料、国際的な動向などの情報を収集し、男女共同参画センターの情報収集機能の充実と、それを広く提供することで男女共同参画意識の浸透を図ります。	人権・男女共同参画課

(3) 男女共同参画に係る調査、研究、情報提供の充実

本市における男女共同参画及び女性活躍推進の現状を把握、分析し、効果的な施策へ反映させるための基礎資料となる調査・研究に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
10	市民意識調査の実施と分析	広く市民を対象に、男女共同参画に関する意識調査を行い、その結果を分析し、男女共同参画の施策に反映させます。	人権・男女共同参画課

(4) 国際社会の動向への理解促進

男女共同参画に関する諸外国の状況について、情報の収集、提供や、学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
11	国際社会の動向に基づくジェンダー平等への理解促進	世界の女性を取り巻く現状や課題など、ジェンダー平等に関する情報の収集、学習機会の提供などにより国際社会の動向についての理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課

主要課題2 子ども・若者における男女共同参画意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識をはじめとするジェンダーバイアスは、幼少のころからの長年にわたる経験、知識、価値観を基に人々の中に形成されています。

このような意識は女性、男性いずれにも存在しており、気づかないでいると、進路選択や職業選択など様々なライフスタイルに影響を与えるとともに、ケア労働の女性への偏りや、男性の過重労働など心身の健康悪化などをもたらします。

女性も男性も従来の性別による固定観念にとらわれることなく、長い人生の中で主体的で多様な選択ができるよう、幼少期から固定的な役割分担意識を植え付けず、押し付けないための取組を推進します。

また、10代から20代前半は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する重要な時期であり、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う「プレコンセプションケア」の充実を図ります。

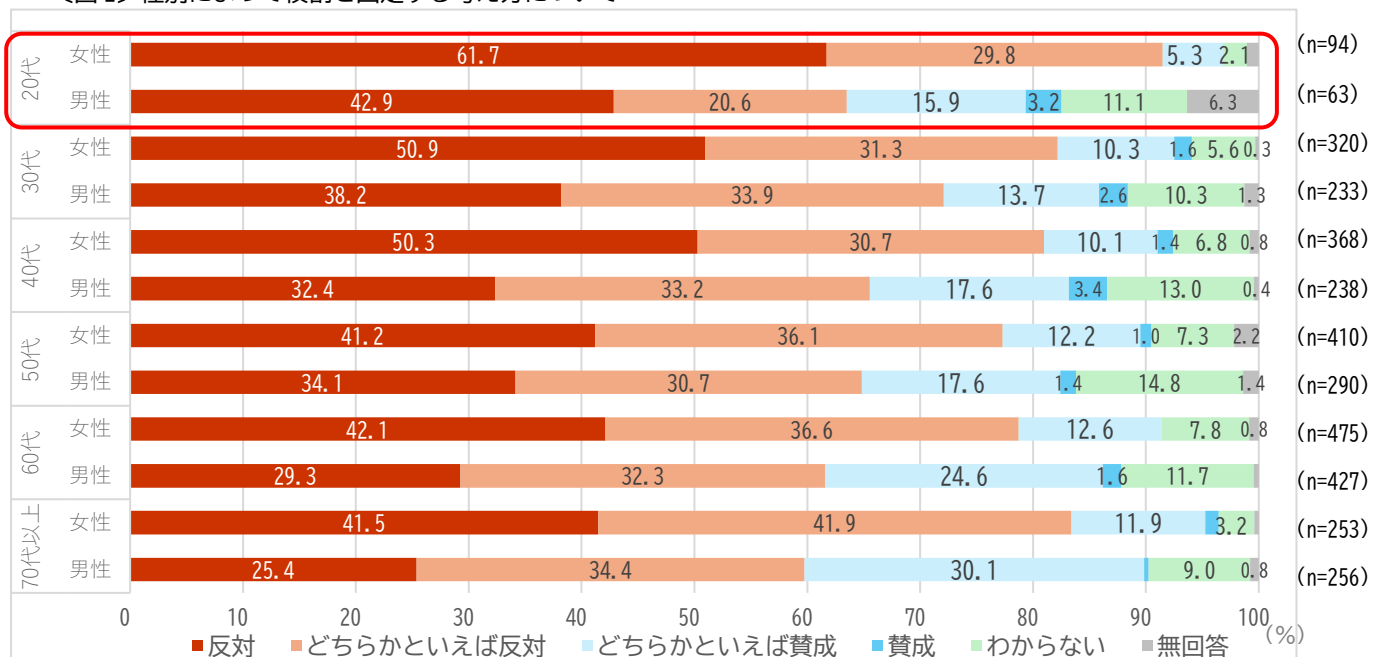
※プレコンセプションケア…「pre：～前の」「conception：妊娠、受精」

若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うこと。

■現状と課題

- ▶ 「男性は仕事」、「女性は家事・育児」といった性別によって役割を固定する考え方に「反対」「どちらかといえば反対」とする市民は、全ての世代で半数以上となっています。20代においては、女性は「反対」「どちらかといえば反対」とする否定的な意見が全ての世代の中で1番高い割合であるにもかかわらず、男性は、他の世代と比べて低い割合です。同じ世代であっても、男女間で認識の違いがあり、若い世代に向けても性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

〔図2〕性別によって役割を固定する考え方について



長野市「男女共同参画に関する市民意識と実態調査」R4年度～R8年度積算

- ▶ 科学技術の進展のためには、多様な視点や発想を取り入れることが重要ですが、「女性は文系」「男性は理系」といった思い込みから、女性の理工系学部への進学、当該分野の研究者が依然と少ないことが課題となっています。ジェンダーバイアスを解消し、女子児童・生徒が科学技術に興味を持つような機会を提供する支援が必要とされています。
- ▶ 社会人・職業人として自立した生活を送ることができる人材を育成するため、特に女性が長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置づけ、準備できるようなキャリア形成が重要です。
- ▶ 将来の健康な妊娠・出産を含めた、生涯にわたる健康を維持するため、若いころから性や健康に関する正しい知識を持ち、自分自身の生活や健康に向き合っていく「プレコンセプションケア※」の教育、啓発を行っていくことが重要です。

【基本施策】

(5) 子どものころからの男女共同参画に係る教育の充実

子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期から、発達段階に応じて、人権尊重意識、男女平等意識を育むための教育を充実します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
12	教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進	教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	保育・幼稚園課 学校教育課
13	男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	男女共同参画の視点に立った教育及び進路指導を推進するとともに、男の子、女の子といった固定的な意識を植え付けないよう配慮した保育を実施します。	人権・男女共同参画課 保育・幼稚園課 学校教育課

(6) 男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援

自立の基礎となる就労について、性別にとらわれない主体的な進路選択を行う力、及び男女共同参画の視点に立った勤労観・職業観を育むためのキャリア形成支援を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
14 NEW	キャリア形成に向けたセミナー等の開催の促進	男女共同参画セミナー等の活用を通して、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について理解を深めるため、キャリア形成をテーマとしたセミナー等の開催を促進します。	人権・男女共同参画課

15 NEW	女子学生・生徒の理工系分野への進路選択の促進	女子は文系、男子は理系といったジェンダーバイアスを解消し、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進に向けた啓発等を実施します。	人権・男女共同参画課
-----------	------------------------	--	------------

(7) プレコンセプションケアの促進

子を持つ選択をする、しないに関わらず、男女が互いに性や健康に関する正しい知識を身に付け、将来を見据えた健康管理を行うなどのプレコンセプションケアの啓発をします。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
16 NEW	プレコンセプションケアについての学習機会の提供	学校において、性や健康に関する正しい知識を身に付けるために、発達段階に応じた学習機会の提供を行います。中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」等を実施します。	人権・男女共同参画課 健康課 保健給食課
17	地域等における性と健康に関する正しい知識と意識づくりの推進	家庭、地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。	人権・男女共同参画課 健康課

基本目標2

あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

主要課題3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

将来にわたって活力ある長野市を築いていくためには、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画し、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。また、その過程においてジェンダー平等の観点を反映させる「ジェンダー主流化」を推進することで、男性も女性も暮らしやすい社会が実現します。

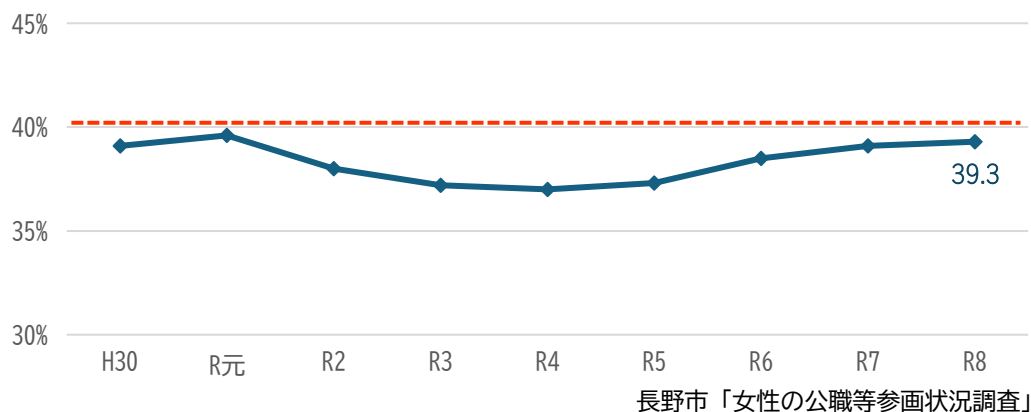
市は、率先して附属機関及び懇談会等への女性の参画拡大に取り組み、政策形成に多様な視点を取り入れるため、女性の委員選任に向けた働きかけを行います。

市役所においては、働き方改革を進めるとともに、意欲と能力のある女性が活躍できる環境づくり、女性職員のキャリア形成支援や管理職への登用を進めます。

■現状と課題

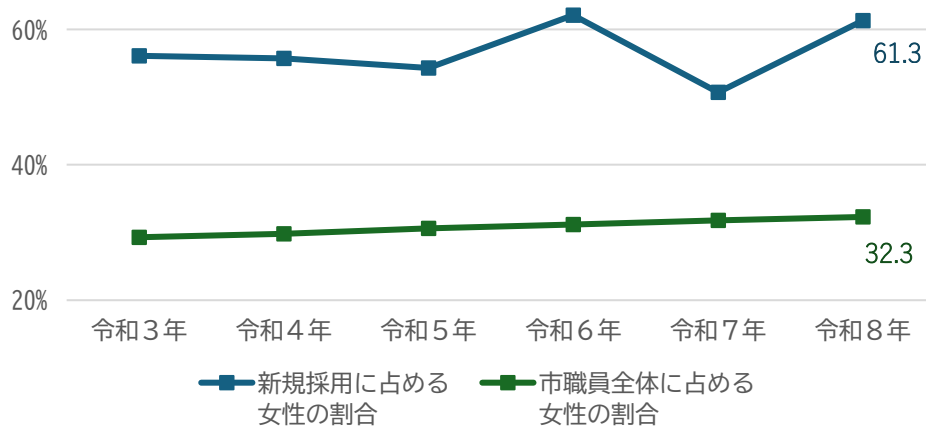
- 市の附属機関等における女性委員の割合は、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の規程に基づき、目標値を40%としていますが、令和7（2025）年度の附属機関の女性割合は39.1%でした。それぞれの附属機関が専門とする分野での女性の参画が進んでいないこと、委員の推薦依頼先の団体（関係区域の代表者、学識経験者、関係行政機関など）に女性構成員が少ないことなどが、女性委員が増えない要因と考えられます。

〔図 3-1〕 長野市の附属機関における女性の参画状況



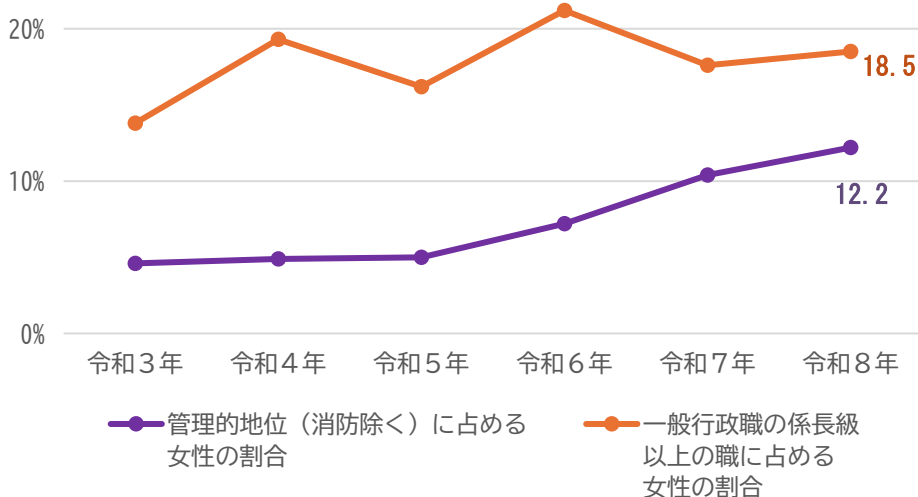
- ▶ 市役所の新規採用職員に占める女性割合は、概ね 50%を超えて推移しています。職員全体に占める女性の割合は、年々増加しています。

〔図 3-2〕 長野市の女性職員の割合



- ▶ 管理的地位（課長相当職以上）にある職員及び係長級以上の職員に占める女性の割合（いずれも消防除く）は、年々増加傾向にあります。特に管理的地位にある職員に占める女性の割合については、全国市区別平均値（18.6%）より低く、一層の取組が求められます。

〔図 3-3〕 市役所の管理的地位、係長級以上の女性職員の割合



【基本施策】

(8) 附属機関等への女性の参画拡大

政策や方針の決定過程への女性参画の拡大を図り、また、政策形成に多様な視点を取り入れることは、市民満足度の高い市政を実現することにつながるため、附属機関等への女性の登用を促進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
18	附属機関等への女性の参画促進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の徹底を図り、積極的に参画を推進します	総務課 人権・男女共同参画課
19	附属機関等の委員選出母体となる団体の役員への女性の登用促進	附属機関等の委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。	所管課

(9) 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進

「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で女性職員の活躍を推進していきます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
20	女性職員の職域拡大とキャリア形成の支援	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、性別にとらわれない業務分担や女性職員の職域拡大、キャリアパスの選択肢を広げるための幅広い職務経験の付与やキャリアデザイン研修の充実を図ります。	職員課 職員研修所
21	女性職員の登用の推進	管理的職務や業務への配置・登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。	職員課

(10) 政治分野の女性の参画促進

身近な問題を議論する議会に女性の視点を反映させることが重要です。政治や行政への無関心を解消し、女性を含めた多様な人材が政治等への理解を深め参画するための支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
22	女性のための講座の実施	政治や行政への女性の関心と理解を深める講座や啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課

主要課題4

地域における女性リーダーの創出と男女共同参画の推進

持続可能な地域づくりのためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした男女共同参画を推進し、地域での様々な活動の企画立案・方針決定の場にあらゆる世代の男女が、互いを尊重しながら参画していくことが重要です。

「地域の役員は男性が務めるべき」という慣習・性別役割分担意識により、本来、意欲・能力の高い女性が十分に活躍できていない状況があります。これまで女性であるがために地域への参画がほとんど見られなかった女性が参画することで、多様な視点が生まれ、地域が活性化し、担い手不足といった課題の解消にもつながります。

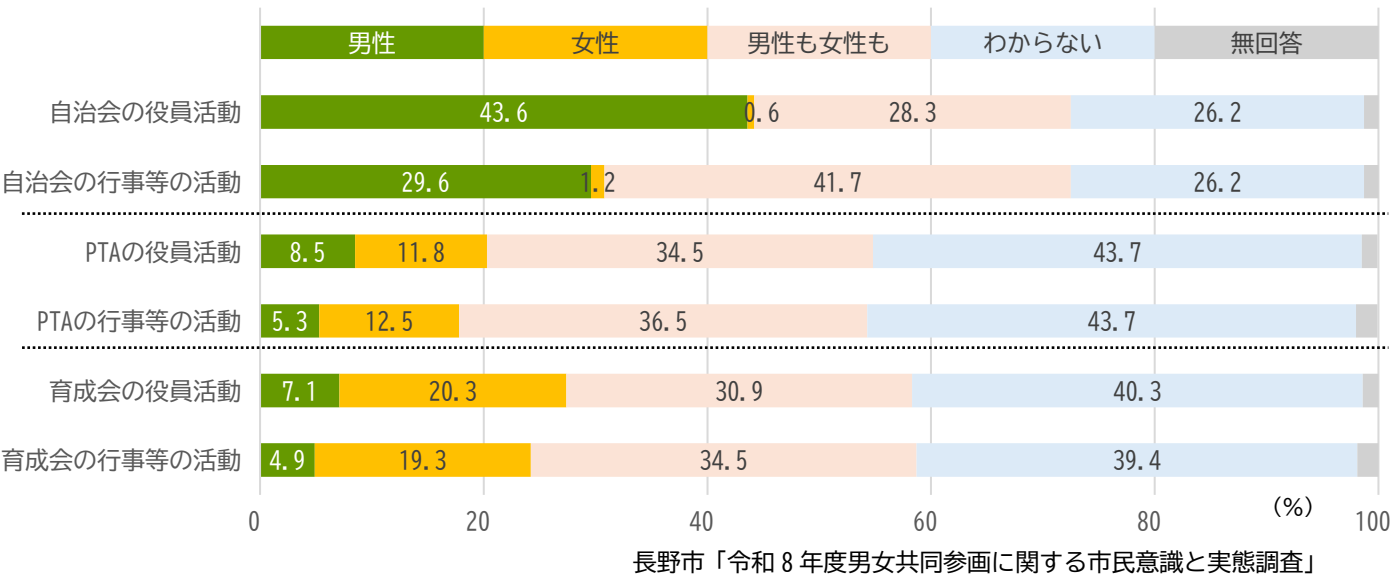
地域での活動において、女性も中心的な役割を果たしていけるよう、意欲のある女性の発掘や、役職経験者によるロールモデルを創出するなどをして、住民自治等方針決定の場への参画を促進するとともに、家庭も含め地域全体の意識を変えていく必要があります。

また、地域防災については、女性の視点に立った防災対策の充実を図るとともに、防災や復興に関する方針決定過程等の場に女性が参画できるよう取組を進めます。

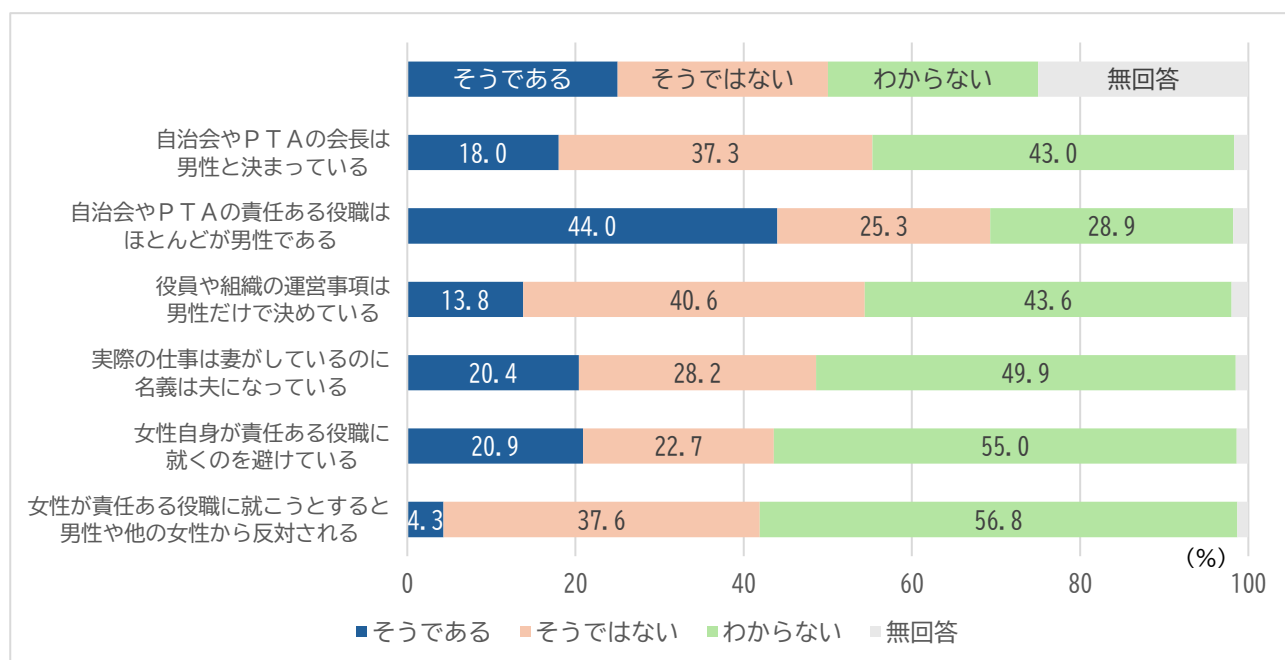
■現状と課題

- 自治会、PTA、育成会における役員活動と行事等の活動について、PTA及び育成会では、それぞれの活動を男女が共に担っているとする回答が約3分の1を占めるにも関わらず、自治会の役員活動においては男性中心であるという回答が4割以上と多く、他の活動と比べて女性の参画が進んでいない状況です。

〔図 4-1〕住んでいる地域の次の活動は誰が中心となり取り組んでいるか(n=695)



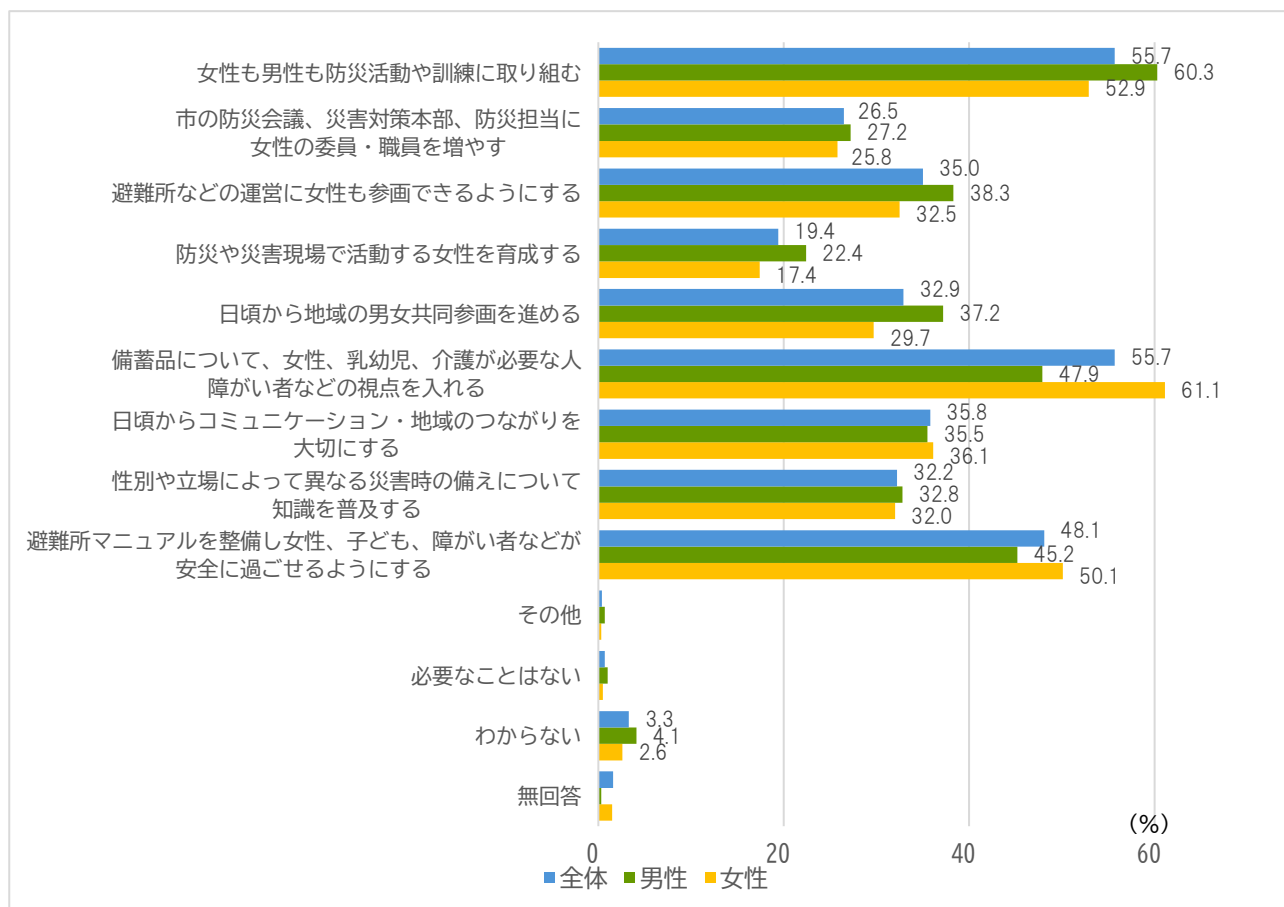
〔図 4-2〕住んでいる地域の活動において次のような事例が見受けられるか(n=695)



長野市「令和8度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 地域で活動している女性に関する情報の収集が難しいという声がある中、地域活動等に関心のある女性に向け、身近なロールモデルとなる活躍事例の情報発信が必要です。
- ▶ 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、特に女性や子どもなど、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けます。また、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映し、家事・育児・介護等の負担が女性に重くのしかかり、更に性暴力等の被害が生じるといったジェンダー課題の増幅が懸念されます。このことから、女性と男性が災害から受ける影響の違いに十分に配慮し、男女共同参画の視点からの防災対策を進めることが災害に強い社会の実現にとって必須です。そのためには、日頃から地域の意思決定の場に女性が参画し、重要な担い手として位置づけられ、防災に係る方針決定過程及び災害対応現場へ女性の意見が反映されることが重要です。

〔図 4-3〕 災害に備えるためにどのような施策が必要か(n=695)



長野市「令和 8 度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

【基本施策】

(11) 地域における女性リーダーの育成

地域が抱える課題の解決に向けて意欲的な女性の発掘、その意識を高めるような支援を通し、女性リーダーの育成を行います。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
23	女性リーダーの育成	住民自治における女性のリーダーを育成するための講座等を開催します。	人権・男女共同参画課
24	地域の女性のエンパワメントの推進	女性の地域への参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課

(12) 住民自治協議会や区、自治会等への女性の参画促進

住民自治の活動に女性が参画しやすくなるよう、地域、家庭の意識や、制度・慣行などのバリアを取り払うための取組を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
25	男女共同参画への理解を深める講座の開催	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーへの開催支援や市立公民館・市交流センターが開催する男女共同参画について理解を深めるための講座を通じて啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課 家庭・地域学びの課
26	住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進	住民自治協議会等の方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう、様々な機会を通じて地域における男女共同参画意識の啓発を行います。 また、女性の参画しやすい環境づくりを支援します。	地域活動支援課 人権・男女共同参画課

(13) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び災害の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
27	防災における女性の参画の拡大	女性の意見を反映させるため、長野市防災会議における女性委員の割合を高めます。	危機管理防災課
28	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	災害に関する各種対応マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえて作成するとともに、避難所用の備蓄において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組みます。 また、地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた取組の必要性を啓発します。	危機管理防災課 人権・男女共同参画課
29	女性消防吏員・女性消防団員の拡大	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合の引き上げを図ります。 また、地域防災の要となる消防団については、女性団員の確保に取り組み、女性の視点からの防災対策充実を図ります。	消防局総務課 消防局警防課

主要課題5	職業生活における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく市町村推進計画)
-------	---

働いている人、働きたい人が性別等にかかわらず能力を十分に発揮することは、個人の自己実現につながるものであると同時に、少子高齢化が進行し労働人口の減少が大きな課題となる中、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。

国においては、女性活躍推進法に基づく取組を含めたポジティブ・アクションを推進しており、市においても、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための更なる支援が必要です。

社会情勢が大きく変化する中では、多様な視点によるイノベーションの促進が不可欠であり、そのためには、女性が新しい価値を創造するためのスキルを向上させ、力を発揮していくことが重要です。そして、より多くの女性があらゆる分野におけるリーダーとしての自覚と自信をもって活躍できるよう、能力向上やキャリアアップの支援を行います。

働く場における女性の活躍の推進に当たっては、男性の家庭生活への参画が不可欠です。男性の育児休業取得率が増加するなど、成果は現れていますが、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進に向けて、企業における長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の普及啓発、支援に取り組めます。

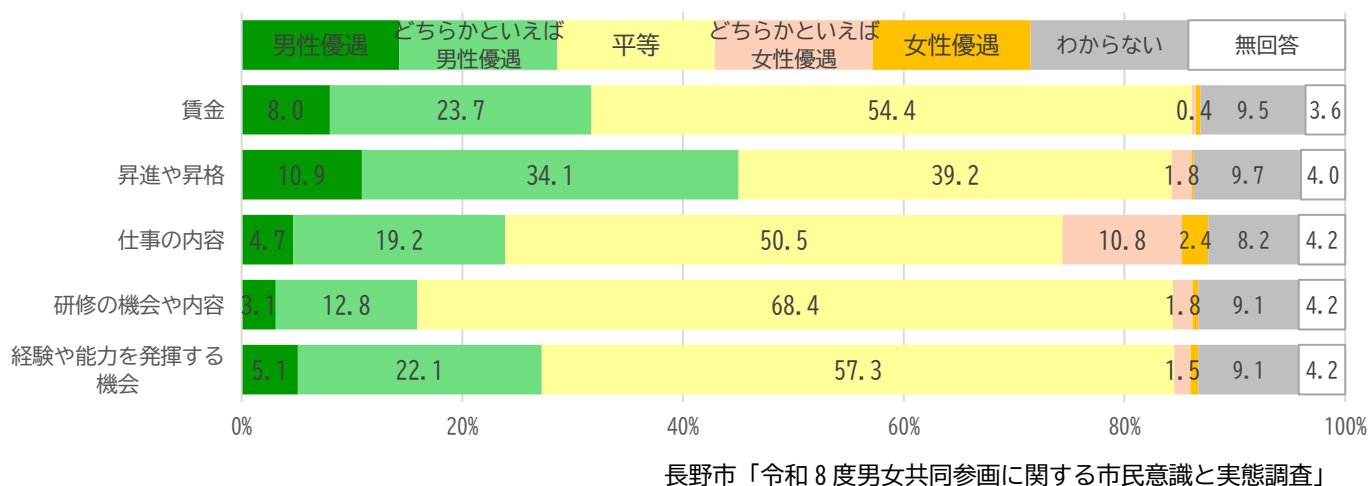
■現状と課題

▶ 女性の労働力率において、妊娠・出産・子育て期に一旦低下し、育児が落ち着いたところに再び上昇する「M字カーブ」の状態は解消されつつありますが、正規雇用で働く女性の比率が20代後半をピークとしてその後低下しています（「L字カーブ」）（p8. 図7参照）。このことは、男女間における所得格差をもたらし、女性の経済的自立の妨げにもなります。また、女性の正規雇用比率が低いことは、女性管理職割合が低いことにもつながります。

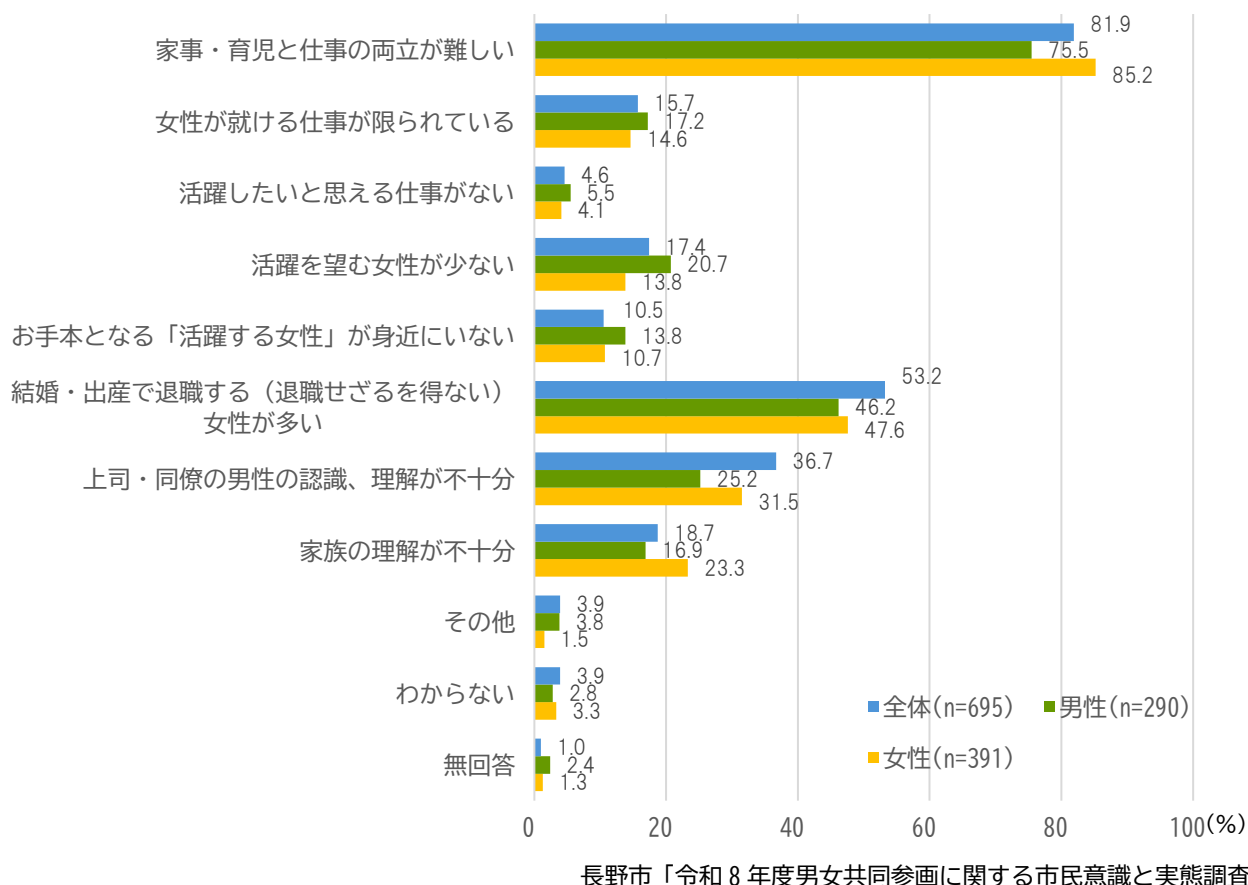
▶ 職場における男女平等について、「賃金」「仕事の内容」「研究の機会や内容」「経験や能力を発揮する機会」は概ね5割程度が平等と回答しているにもかかわらず、「昇進や昇格」は「男性が優遇・どちらかといえば男性が優遇」の回答割合が42.9%と、大きな値となっています。

本来の能力・資質・成果が正當に評価されず、性別を理由に女性の管理職への昇進等を阻む「ガラスの天井」問題が顕在しています。

〔図 5-1〕 職場における男女平等について(n=548)



〔図 5-2〕 女性の活躍を進める上での問題（3 つまで選択）（n=695）



- ▶ 都道府県別の管理的職業従事者に占める女性の割合を見ると、長野県は企業における女性管理職の割合は低い状況であることから、女性登用の推進に向けて、女性自身がリーダーとしての自覚と自信を持つための能力開発を図るとともに、キャリアアップできる環境整備を進めることが重要です。

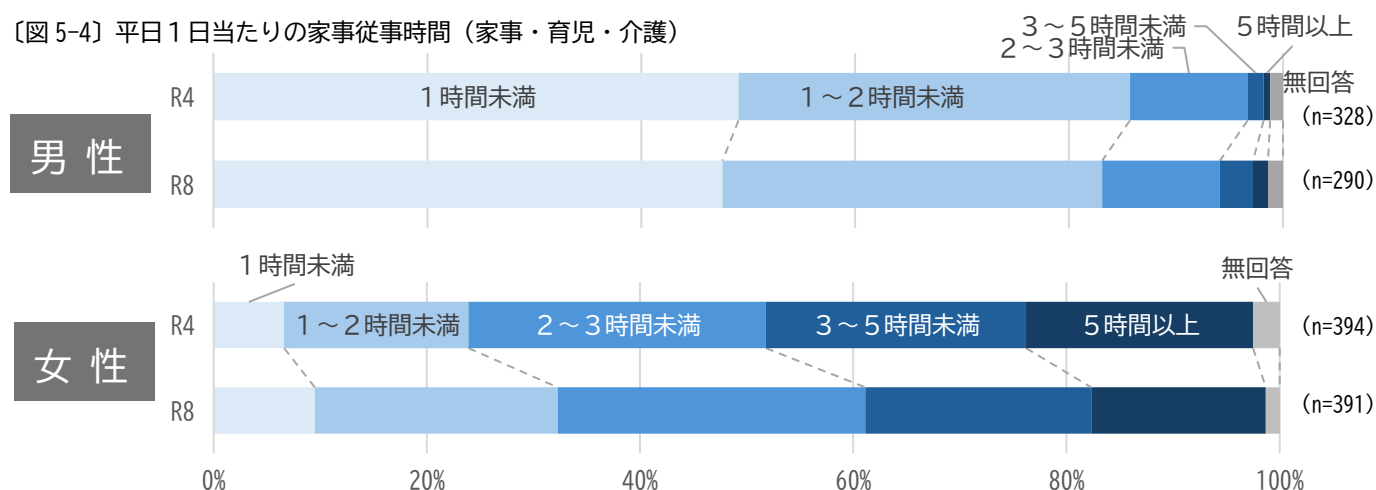
〔図 5-3〕 管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合

	都道府県	総数(人)	うち女性(人)	女性割合(%)
1	徳島県	6,730	1,317	19.6
2	青森県	11,380	2,043	18.0
3	高知県	6,368	1,149	18.0
4	東京都	159,472	28,517	17.9
⋮				
45	岐阜県	19,039	2,514	13.2
46	新潟県	23,091	3,028	13.1
47	長野県	21,728	2,756	12.7
	全国平均			15.7

国勢調査（令和2年）

- ▶ セクシュアル・ハラスメントをはじめとした職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為であるだけでなく、労働者の健康状態の悪化、休職や退職につながり、貴重な労働力を失う要因ともなり得るものであるため、根絶に向け、事業者の取組への支援や、相談体制の充実等が必要です。
- ▶ 出産・育児等を理由に離職した女性が、再就職や起業へ踏み出せるよう、スキル習得等の支援が必要です。
- ▶ 長時間労働の是正、男性の育児休暇等の取得率向上など制度上の環境整備が進み、男性の意識にも一定の変化がありますが、依然として家事や育児、介護等の担い手は女性に偏っている状況があります。

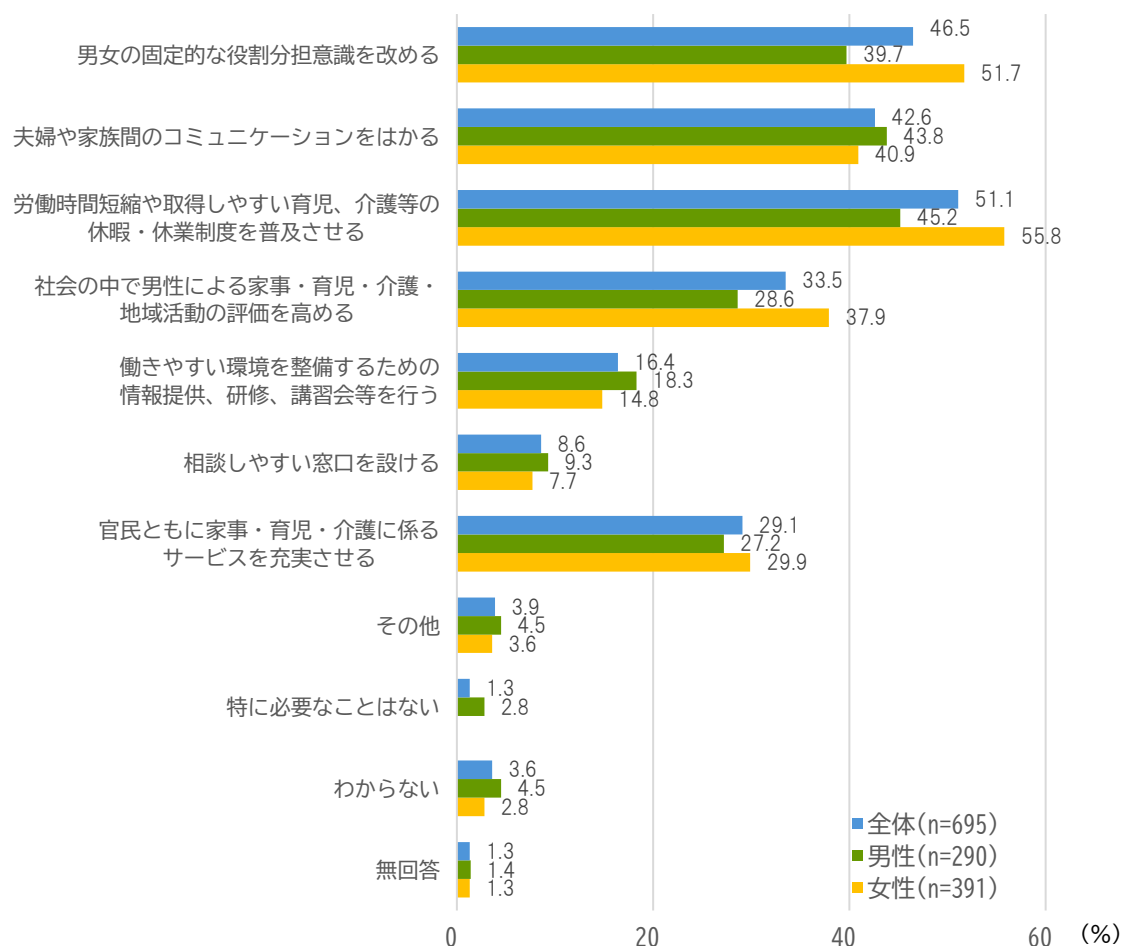
〔図 5-4〕 平日1日当たりの家事従事時間（家事・育児・介護）



長野市「男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 男性が家事・育児を積極的に行うことができる環境を整備することは、女性の就業継続や、出生率にも影響を及ぼすとともに、職場における働き方の見直しにもつながります。ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性も男性も働きやすい、暮らしやすい社会の実現に資するものとなります。

〔図 5-5〕 女性と男性がともに仕事・家事・育児・介護・地域活動等に積極的に参加していくために重要なこと（3つまで選択）

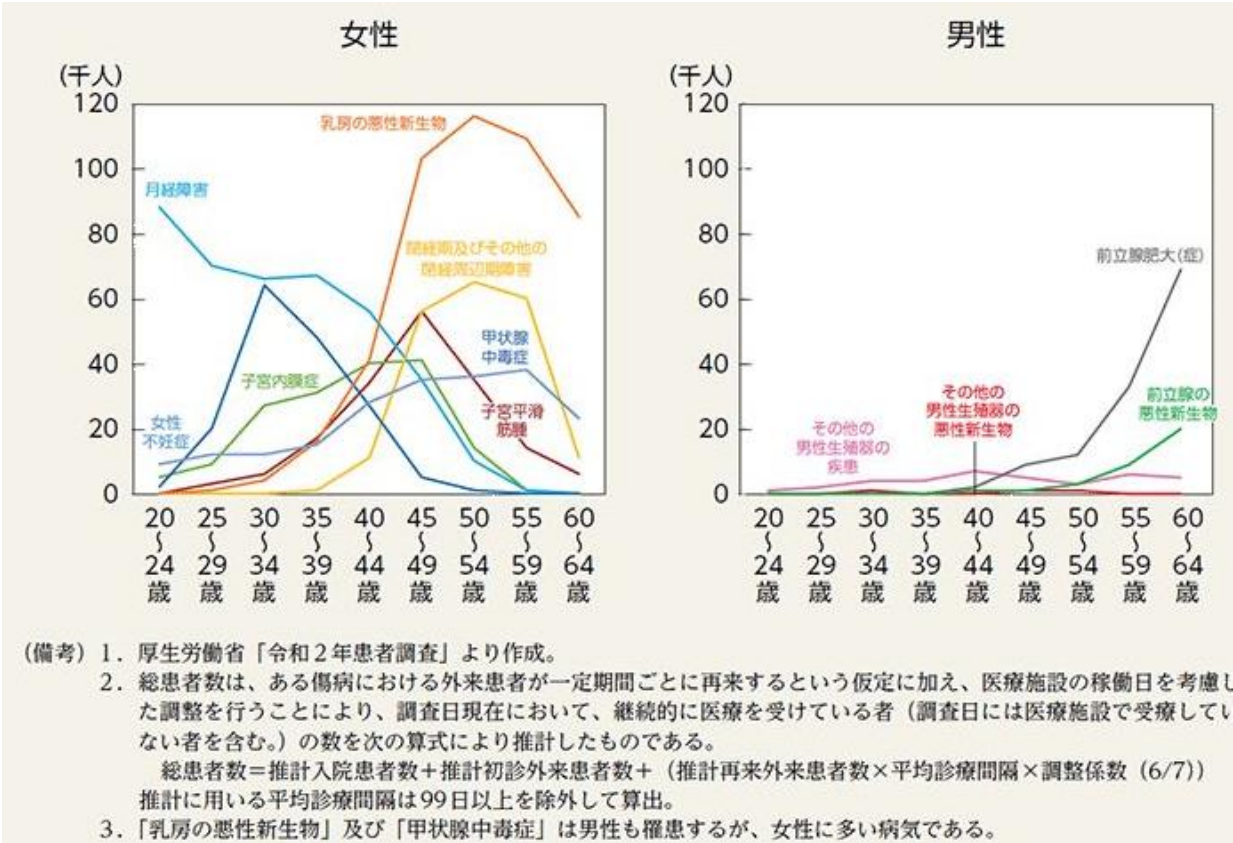


長野市「令和 8 年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 家族経営が中心となっている農林業や自営業においては、就業と家事・育児などの家庭生活が明確に分けられないために、女性に多くの負担がかかり、また、経営に直接携わることが少ない状況にあります。女性が対等な立場で経営や各分野での方針決定の場に参画しながら、働きやすい環境を整備していけるよう、情報提供や研修、講習等の機会の提供、支援が必要です。
- ▶ 女性と男性では、健康課題の内容も、課題を抱えやすい時期も異なります。男性特有の病気は 50 代以降で罹患する人が多い傾向にありますが、女性特有の病気は 20 代から罹患する人が多い傾向にあり、また、月ごと、年齢ごと、ライフステージごとに女性は性ホルモンの変化による健康への影響を受けています。女性は不調を抱えながら日常生活を送っていることが多く、特に更年期世代においては、知識、経験ともに十分であるにも関わらず、昇進や管理職になることを断

念するなどキャリア形成への妨げにもなっています。職場における女性の健康上の特性への理解を深め、女性が相談しやすい体制づくり、休暇制度の周知・啓発を行う必要があります。

〔図 5-6〕 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和 2 年）



内閣府「令和 7 年度男女共同参画白書」

【基本施策】

(14)女性活躍に向けた取組の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇が確保され、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるための取組を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
30	男女雇用機会均等法の定着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女の雇用機会の均等や待遇の確保などについて、国、県等の関係機関と連携し、市内事業所の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課 商工労働課
31	女性活躍推進に取り組む事業者の支援	市内事業所における女性の職域拡大や管理職への登用などの機運醸成を図り、女性活躍推進に向けた啓発に取り組みます。 また、一般事業主行動計画の策定が義務付けられる事業者への計画策定を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
32	働く女性の職業能力の開発機会の提供	働いている女性が、自らキャリア形成を行い、その能力が十分に発揮できるよう、女性の活躍を促進します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
33	公共調達における女性活躍の推進	公共調達において、価格以外の項目を評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札件数を増やすことにより、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業者の増加を図ります。	契約課

(15)ハラスメントのない職場づくりの推進

誰もが安心して働くことのできる環境づくりのため、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの根絶に取り組めます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
34	市職員に対する周知・啓発と、相談体制の充実	市役所におけるあらゆるハラスメント防止のための意識啓発や相談体制の充実、相談窓口等の情報提供を実施します。	職員研修所 職員課
35	事業者に対する周知・啓発と相談体制の充実	職場等でのあらゆるハラスメント防止のための意識啓発や相談体制の充実、相談窓口等の情報提供を実施します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
36	労働相談機能の充実	職業相談室を設置し、雇用、待遇、セクシュアル・ハラスメントなど、労働に関する相談機能の充実に努めます。	商工労働課

(16) 女性の就労・起業支援

働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、育児や介護等により離職した女性への再就職支援や、起業を目指す女性への支援を行います。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
37	女性の再就職、能力発揮に対する支援	結婚・出産・育児・介護等で仕事を離職したものの、その後再就職を希望する女性に対して、情報の提供や資格取得講座等の開催により、再就職を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
38	リカレント教育の推進とデジタル・デバイドの解消	一旦離職した女性のためのリカレント教育等の学び直しを通じたキャリア形成を支援します。 また、デジタルスキルの習得は就労等に直結することから、年齢・職歴等によりこれまでデジタルに触れてこなかった女性に対し、知識、技術の習得を支援します。	人権・男女共同参画課
39	起業支援	就業形態の一つである起業に関する女性向けの講座を開催するとともに、起業に関する相談等の支援をします。	人権・男女共同参画課 イノベーション推進課

(17) あらゆる分野における男女共同参画の推進

農業、自営業などの分野での女性の労働に対する公平な評価と労働環境の整備を支援するとともに、建設業、製造業をはじめとする女性の参画が少ない分野でも女性が活躍できるよう支援します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
40	農業経営への女性の参画支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な農業経営を確立するため、家族経営協定の締結を支援します。	農業政策課
41	農業の場における女性リーダーの育成	地域のリーダーとなる人材育成のため「長野市農と食のネットワーク」などが実施する研修会や講習会の事業に対し、補助金の交付等の支援を実施します。	農業政策課
42	自営業者や家族従業者である女性の能力向上の支援	自営業者及び家族従業者である女性への男女共同参画についての情報提供や学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
43	あらゆる分野への女性の参画促進	建設業、製造業など、男女の固定的な性別役割分担意識等により女性の参画が少ないと考えられる分野において、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた情報提供や啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 商工労働課

(18) 男性の家庭生活への参画促進

女性に偏りがちな家事、育児、介護等を、男性も共に担うことで、男女ともに充実した生活を送るための取組を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
44	男性の家庭生活への参画意識の醸成	家事や育児、介護への男性の参画を促進するため、各種講座等を開催します。 また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方への意識啓発に取り組めます。	人権・男女共同参画課 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 健康課 商工労働課 家庭・地域学びの課

(19) 希望に応じた職業生活と家庭生活の両立に向けた支援

育児、介護等と両立しながら働き続けられるための情報提供、啓発活動等に取り組むとともに、長時間労働の是正などの働き方改革が推進されるよう周知をし、男女ともに働きやすい職場づくりを図ります。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
45	働く女性の出産・育児等に係る保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう、関係する制度を周知します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
46	多様な就労形態の促進	フレックスタイム制、短時間正社員制度、テレワーク等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	人権・男女共同参画課 商工労働課
47	働き方の見直しに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が企業にとっても大きなメリットになることから、多様な生き方・働き方について事業主等へ啓発するとともに、様々な機会を捉えて先進事例の発信に取り組めます。	人権・男女共同参画課 こども・若者政策課 商工労働課
48	所定外労働時間短縮の促進	心身ともに豊かでゆとりある生活を実現し、男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立ができるように所定外労働時間の短縮について啓発します。	人権・男女共同参画課 商工労働課
49	市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進	男性職員と女性職員が、共に自らの希望に応じ、職業生活と家庭生活を両立できるよう、長時間労働の是正等の働き方改革や、柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組みます。	職員課
50	市役所における男性職員の育児休業取得率向上への取組	男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、管理職の理解を深める研修等を実施し、働き方改革の推進による職場環境の整備などの取組を行います。	職員課 全 課

(20) 子育てや介護等の支援策の充実

出産・育児、介護等に関する制度等の情報提供や、多様なライフスタイルに対応した支援策の充実を図り、誰もが安心して職業生活と両立することができるような取組を推進します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
51	保育・児童育成に関する情報提供	子育て支援や保育・児童育成に関する情報について、各種ガイドブックやホームページ、ながのわくわく子育て LINE、ながのプラスなどで情報提供します。	健康課 こども総合支援センター
52	多様な就労形態に合った保育の充実	働く親の多様な就労形態に合った延長保育・一時預かり・病児保育等の保育サービスの充実を諸団体と連携し、推進します。	保育・幼稚園課
53	安心して社会参画できる子育て支援の充実	子どもと保護者の様々な不安や悩みに対する相談を行います。また「地域子育て支援センター」などで、育児情報の提供や育児相談、子育て中の親子の交流事業等を行うなど、子育て支援の充実を図ります。	こども総合支援センター 保育・幼稚園課
54	放課後子ども総合プラン事業の充実	小学校通学区域ごとに、小学校施設等を活用し、安全・安心な放課後の居場所及び多様な体験・交流の機会を提供して、児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援します。	こども・若者政策課
55	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を依頼する者と援助を提供する者の相互支援組織である「ファミリー・サポート・センター」事業を充実させ、利用を促進します。	保育・幼稚園課
56	介護支援に関する情報提供と相談機能の充実	介護に関する情報を収集・提供し、介護が円滑に行われるように支援します。また、地域包括支援センター等を拠点に相談機能の充実を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課

(21) 仕事と健康課題の両立に向けた支援

健康課題を抱えた女性が安心して働き続けられるような職場づくりのための情報提供や啓発を行います。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
57 NEW	健康課題に関する理解の促進と、環境の整備	事業所に向けた情報提供や啓発などを通して、経営者、従業員双方の理解を深めるとともに、働く女性に対し、相談窓口の周知や健康に関する講座の開催など、支援の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 商工労働課 健康課

基本目標3 健やかで安全・安心な暮らしの実現

主要課題6 生涯を通じた女性への健康支援

男女がそれぞれの身体、また互いの身体的性差を理解し、尊重し合うことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。

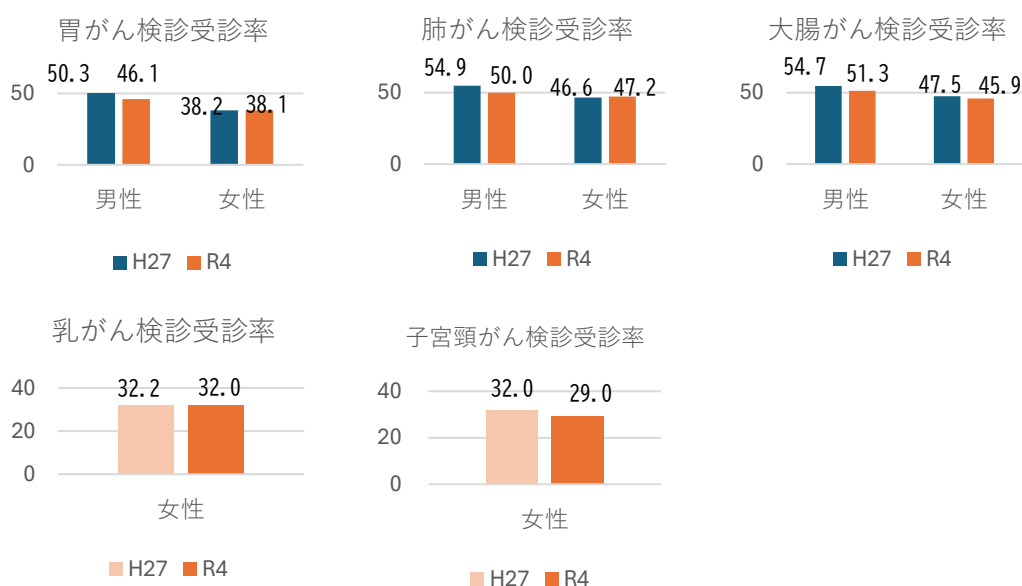
女性が性や妊娠・出産に関して正確な知識・情報を入手し、自らの意思で選択するには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要であり、それに基づいた健康支援や情報提供、啓発を行います。

また、生涯にわたる健康保持のため、身体と心の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することが必要です。特に女性の心身の状態は、年代や、月経、妊娠、閉経等の性ホルモンの変化によって大きく影響を受けるため、適切なサポートが得られるよう支援します。

■現状と課題

- ▶ 女性が生涯にわたって健康を享受するために、性や妊娠・出産に関して自らの意思で選択し、正確な知識・情報を入手できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方について理解を促進する必要があります。
- ▶ 妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目であり、安全に安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が必要です。
- ▶ 人生 100 年時代において、生活習慣病やがんの予防・発見のための検診率の向上、また更年期障害への理解だけでなく、治療の必要性に関する周知を含む健康支援が重要です。

〔図 6-1〕 各種がん検診受診率（平成 27 年、令和 4 年）

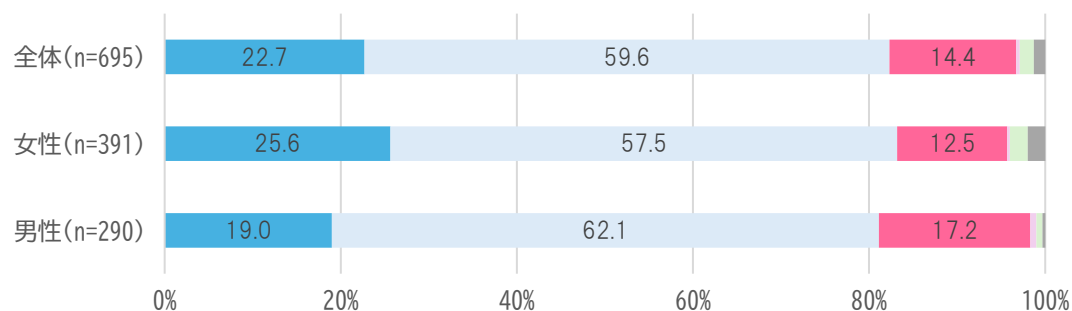


「ながの健やかプラン 21（第二次）」より

- ▶ 女性は、生理などに伴う多少の体調不良を「当たり前のこと」と受け入れ、自分は健康だと認識したり、自分の健康より家族の健康を優先して病院の受診を控えたりする傾向があります。

女性自身が自らの健康に意識や知識を持つことの重要性を周知し、あらゆる世代への健康増進を支援していくことが重要です。

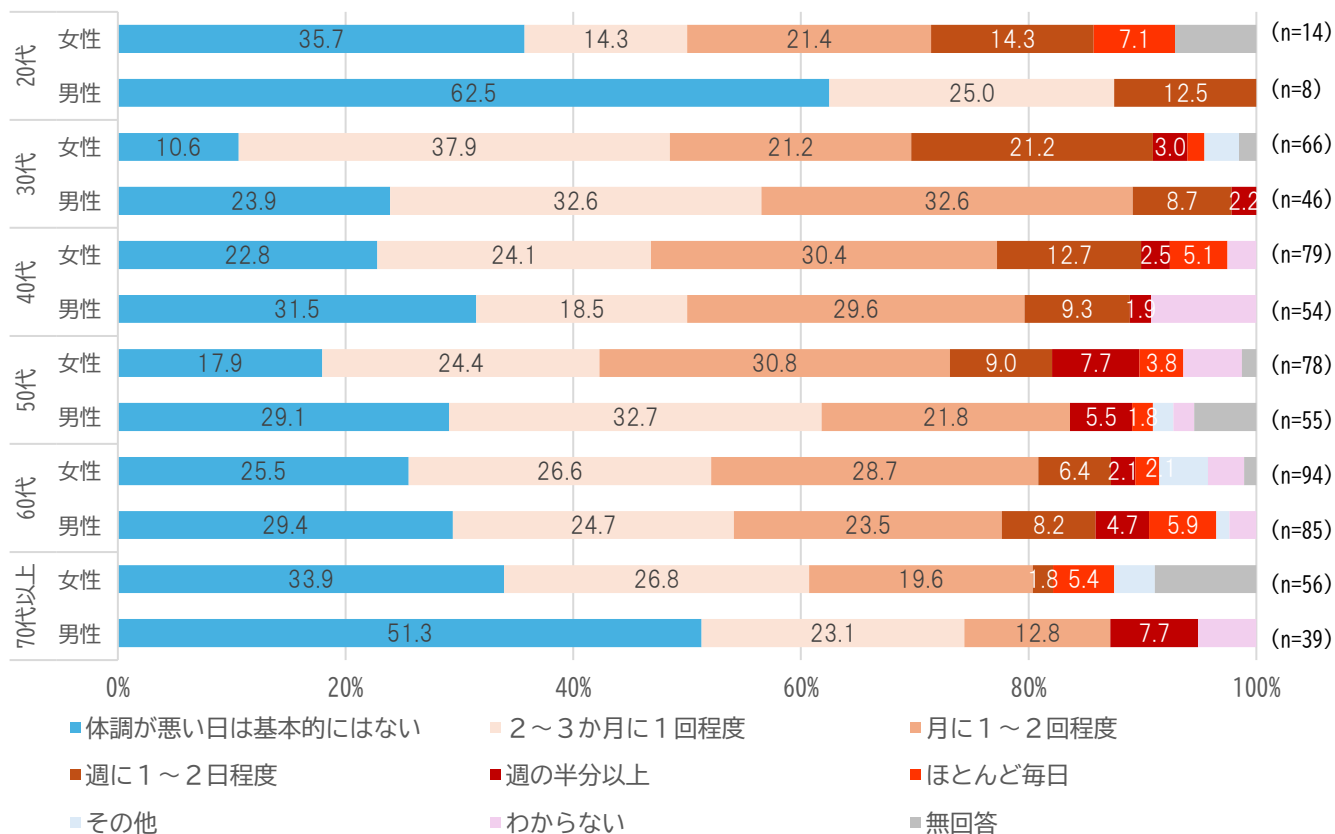
〔図 6-2〕 自分が健康と思うか



■健康だと思う ■どちらかといえば健康だと思う ■健康ではないと思う ■その他 ■わからない ■無回答

長野市「令和 8 年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

〔図 6-3〕 体調が悪い日はどれくらいの割合であるか



長野市「令和 8 年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

【基本施策】

(22) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解促進

男女が互いの性差を十分に理解し合うとともに、異なる健康上の問題に直面しても尊重し合う意識の醸成を図るため、性と生殖に関する健康と権利についての正しい知識や情報の提供・啓発に取り組みます。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
58	性と生殖に関する正しい知識と意識づくりの推進	性と生殖に関する健康と権利について、正しい知識の普及を図ります。	人権・男女共同参画課

(23) ライフステージに応じた健康課題への支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持つことは重要です。特に女性は、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、ライフステージごとに男性とは異なる特有の健康課題を抱えやすく、それに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
59	女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図り、健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健康課
60	妊産婦の支援	安全・安心で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	健康課
61	性感染症予防対策の充実	エイズや性感染症について、相談・検査を実施することにより、感染者の早期発見・早期治療に努めるとともに、予防意識について啓発します。	健康課
62	不妊に悩む男女への支援	子を持つことを望んでいるにも関わらず、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	健康課
63	生涯を通じた健康づくりの促進	生活習慣病の早期発見・早期治療のための各種検診の充実や、健康に関する講座の開催などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を図ります。	人権・男女共同参画課 健康課

主要課題7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (DV 防止法に基づく市町村基本計画)
-------	---

性犯罪・性暴力（同意のない性行為を含む）、配偶者等への暴力（DV）、ストーカー行為等のジェンダーに基づく暴力は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

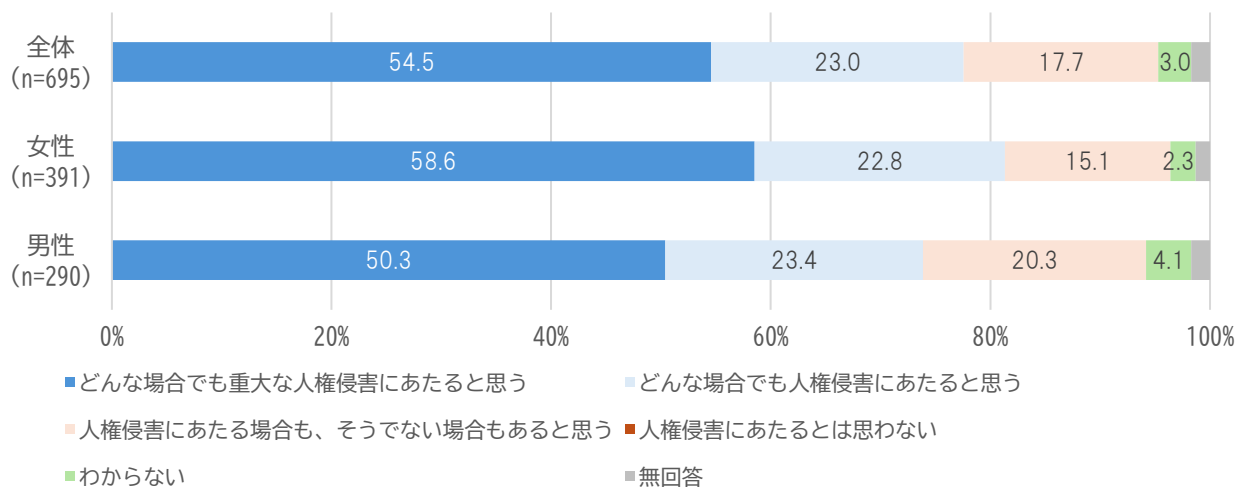
被害者の多くは女性であり、その背景には社会における男女の置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、意識づくりのための広報・啓発の推進と、被害者のための相談支援、安全確保、関係機関と連携した対応の強化を図ります。

■現状と課題

- ▶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力は決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、更なる広報・啓発事業の充実が必要です。

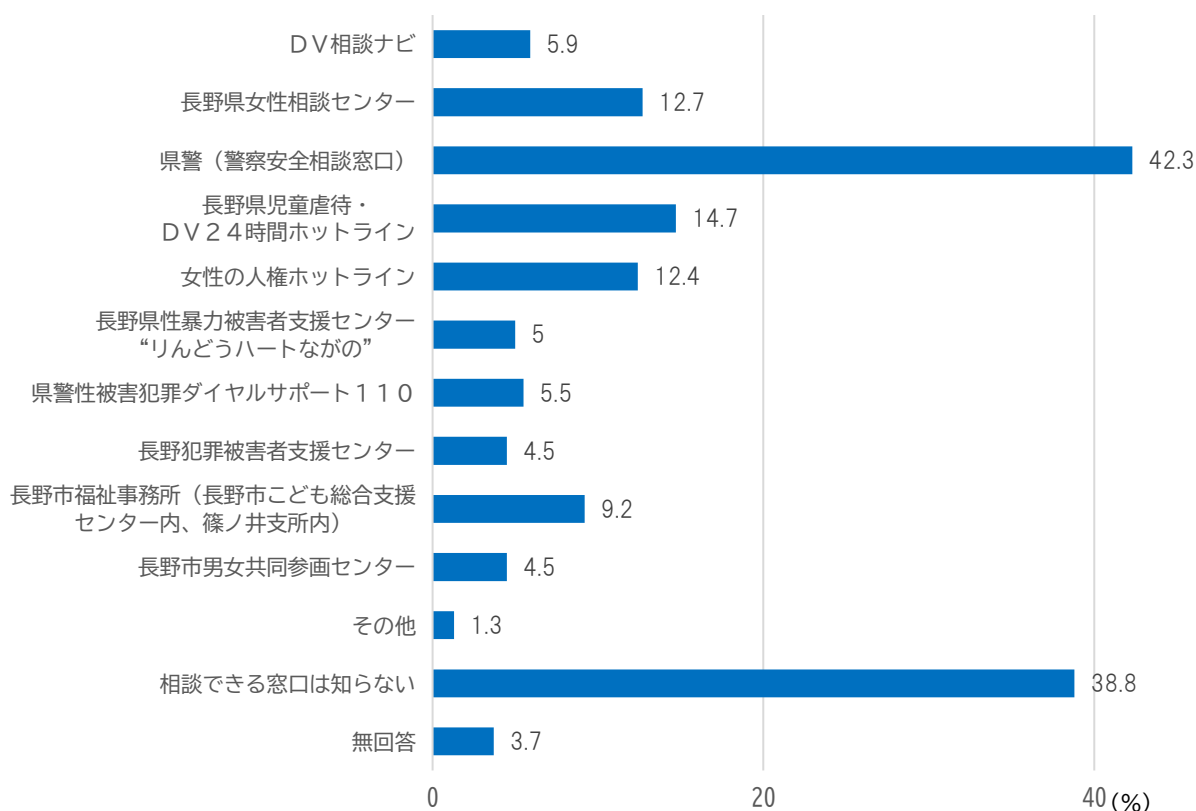
〔図 7-1〕 DVについてあなたの考えに最も近いもの



長野市「令和8年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

- ▶ 被害者に対する相談体制の整備、充実と相談先の周知を図るとともに、関係機関が連携し、被害者の継続的な支援を推進する必要があります。

〔図 7-2〕 DVの相談窓口について知っているもの（複数選択）（n=695）



長野市「令和8年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

【基本施策】

（24）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶のための広報、啓発の推進

ジェンダーに基づく暴力は、被害者の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための教育・啓発を行います。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
64	配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	DV など、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなどきめ細かい啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課
65	若年層等への暴力行為を許さない意識づくり	デートDVの防止や将来のDVの防止に向けて、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供します。	人権・男女共同参画課
66	暴力に対する女性への危機管理等に関する啓発	同意のない性的行為は性暴力であることへの理解促進を図るとともに、女性に対する暴力の現状について情報提供し、危機管理意識を高めるとともに、実際に被害に遭ったときの対処方法についての講座等を開催します。	人権・男女共同参画課

(25)被害者支援の基盤強化

被害者に対する相談体制を充実し、その周知を図るとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、被害者の意思を尊重しながらの保護や、自立を見据えた切れ目のない支援を行います。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
67	相談窓口の充実	配偶者等からの暴力に限らず、家庭内のトラブル、人間関係の悩みなど、様々な課題解決のための相談に対応します。また、被害者が安心して相談できるよう専門の相談員を配置し、相談窓口の充実と周知に努めます。	こども総合支援センター
68	暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害が潜在化、深刻化する前に相談できるよう、また、被害者の身体的・心理的な状態に応じて、適切な支援につなげられるよう相談機能の充実を図ります。	こども総合支援センター
69	相談機関相互の情報共有	庁内外の関係機関が実施している相談の中で、暴力の実態を見逃さず、適切な支援につなげられるよう、被害者本人の意思や個人情報に留意しながら連携を図ります。	こども総合支援センター
70	相談員等の資質向上及び研修の充実	DV の特性理解など専門性の向上を図るため、相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。	こども総合支援センター
71	被害者の安全確保	迅速かつ適切な保護により、被害者の安全を確保します。また、被害者が加害者から受ける接触や追跡を未然に防ぐため、関係機関が連携し、被害者の情報管理を徹底します。	こども総合支援センター
72	被害者やその子どもへの支援の充実	安全確保のために被害者とその子どもを保護します。関係機関とは緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した支援に取り組めます。	こども総合支援センター
73	経済的支援や生活支援	子どもの養育等を含め被害者の心身の健康の回復や生活基盤の安定と、自立した社会生活が再建できるよう関係機関と連携し、支援に取り組めます。	こども総合支援センター 所管課
74	関係機関との連携強化	被害者の負担軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するため、被害者本人の意思を尊重しながら、庁内外の関係機関で情報の共有を図り、切れ目のない支援を行います。	こども総合支援センター 所管課

主要課題8 困難な問題を抱える女性への支援 (女性支援新法に基づく市町村基本計画)

雇用や就業を巡る社会情勢の変化等により、女性は貧困や地域社会からの孤立、また経済的な側面だけでなく性的被害や予期せぬ妊娠など、多岐にわたる困難に直面することがあります。

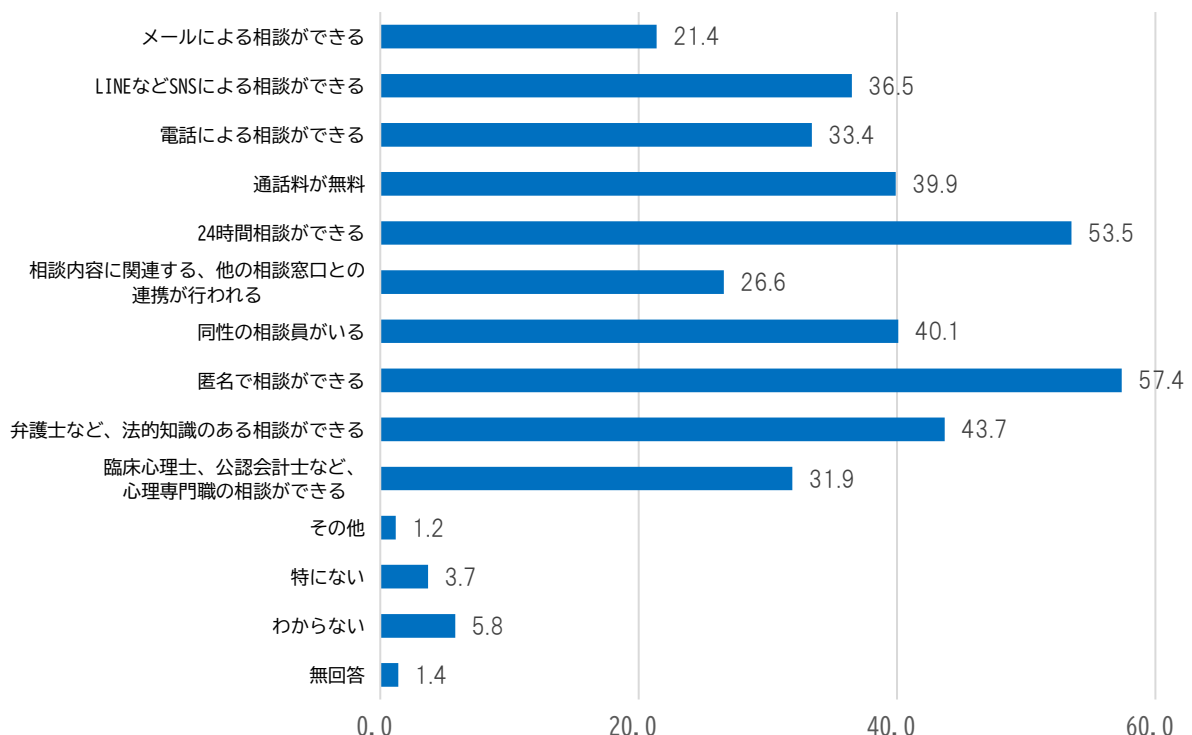
近年、女性が抱える困難な問題が、多様化・複合化することにより複雑となり、既存の支援の枠組みでは対応が難しくなってきたことから、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

この法律の目的などを踏まえ、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられる体制を整え、誰もが安心して自立した暮らしを送ることができる社会を目指します。

■現状と課題

- ▶ 近年、本市でも、女性が抱える生活上の問題に関する相談内容がこれまで以上に多岐にわたってきています。悩みを抱える女性の中には、自ら支援を求めることが難しかったり、暴力による被害など深刻な問題を抱えていたりする場合もあるため、相談しやすい体制を構築することが必要です。
- ▶ 女性が抱える生活上の問題が多様化するとともに複合化し、その問題が複雑化している場合があります。それぞれの状況に対して適切に対応していくために、各関係機関の連携体制を強化していく必要があります。

〔図8〕暴力などの悩みの相談窓口などで配慮してほしいこと（複数回答）（n=695）



長野市「令和8年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

【基本施策】

(26) 各種相談体制の周知と機能強化

様々な困難を抱える女性が、自身が置かれた状況について相談や支援を求めることができるということを啓発するとともに、行政機関同士が緊密に連携し、民間の支援団体等、あらゆる分野の関係機関が協働し、特に複合的な困難を抱えた女性が包括的な支援を受けることができる体制を整備します。

施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
75	相談窓口の充実	生活上の様々な困難を抱える女性の問題解決のための相談に対応します。専門の相談員を配置し、相談窓口の充実と周知に努めます。	こども総合支援センター
76	相談体制の充実	相談者本人の意思を尊重しながら、適切な支援につなげていくことができるように、庁内の関係課にとどまらず、庁外の関係機関や民間団体とも連携を強化します。	こども総合支援センター
77	相談員等の資質向上及び研修の充実	複雑・多様化した問題に対しても、適切な支援、問題解決を図るため、相談員の知識と技術の向上させる研修を実施します。	(%) こども総合支援センター
78	ひとり親家庭支援に関する情報提供と相談機能の充実	ひとり親家庭の様々な生活上の困難などの相談に応じ、支援制度等の情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関につながります。	子育て給付課
79	高齢者・障害者・外国籍市民に向けた相談機能の充実	高齢者、障害者、外国籍市民が抱える生活全般の悩みや相談受け、必要に応じて制度の紹介や支援機関につながります。	地域包括ケア推進課 障害福祉課 観光振興課

(27) 困難な問題を抱える女性への自立支援

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、各関係機関同士で、情報共有するとともに、支援の内容に関する協議を行うことで継続的な自立支援に取り組みます。

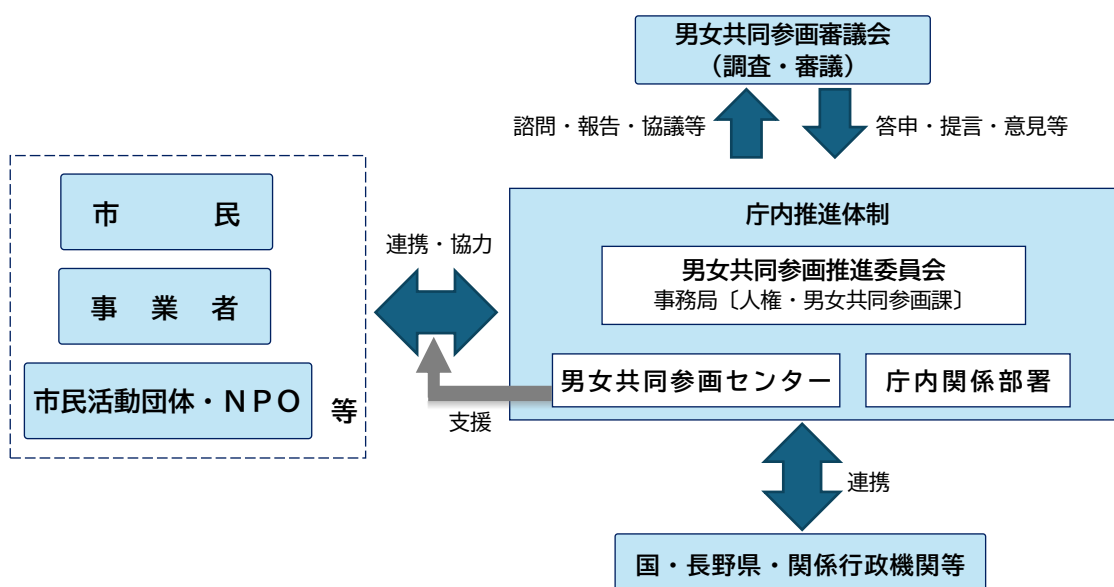
施策番号	具体的施策	内 容	関 係 課
80	経済的支援や生活支援	支援対象者が自立した社会生活を再建できるよう、関係機関と連携して経済的支援や生活支援に取り組みます。	こども総合支援センター
81	関係機関との連携による包括的な支援	支援対象者本人の意思を尊重しながら、適切な支援につなげていくことができるよう、関係機関同士で情報の共有を図り、切れ目のない支援につなげます。	こども総合支援センター
82	ひとり親家庭のための環境整備	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するための支援を行います。	子育て給付課

83	高齢者・障害者・ 外国籍市民のため の環境整備	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の充実に図ります。 外国籍市民へ向けた日本語学習の機会や交流の場を提供します。	高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 障害福祉課 観光振興課
----	-------------------------------	---	---

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、ジェンダー平等の観点を反映させる「ジェンダー主流化」が浸透していることが重要です。第六次基本計画で掲げられた各事業は、庁内外の多数の関係機関にわたっており、第六次計画の実行性を確保し、女性活躍への取組を更に加速させるため、全庁的に施策を総合的かつ効果的に推進していくとともに、国・県・経済団体等との連携強化、市民や事業者等との協働等による取組を推進します。



(1) 長野市男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策を推進する庁内組織である「長野市男女共同参画推進委員会」において、関係部局間の密接な連携調整を行い、より効果的に計画の推進を図ります。

(2) 長野市男女共同参画審議会

長野市男女共同参画推進条例第24条に基づき設置する「長野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申及び本計画における評価指標の進捗状況について調査審議し、目標の達成に向けて意見を述べるほか、必要に応じて男女共同参画の推進に関する総合的施策及び重要事項に関して調査、審議します。

(3) 市民や市民団体、事業者等との連携、協働

市民や市民団体、事業者等との連携を一層深め、男女共同参画への機運を醸成する活動に取り組みます。

(4) 国・県・関係行政機関との連携

計画を推進するに当たって、国、県、関係行政機関との連携を図ります。

(5) 苦情の申出への対応

男女共同参画の推進に関する施策などに対する市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切な措置を講じます。

2 計画の進行管理

本計画の達成を着実に図るため、定期的に意識調査等の各種調査を実施し、評価指標の進捗状況を把握するとともに、長野市男女共同参画審議会による施策の実施状況の点検・評価を受け、計画の進捗状況を公表します。

3 拠点施設の役割と多様な主体との連携・協働

本市の男女共同参画推進の拠点施設である「長野市男女共同参画センター」では、男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供など、積極的な事業を展開します。

また、市民や市内事業所、地域で活動する諸団体との連携の強化を通して、市民や団体等の活動応援の充実を図ります。

4 指標一覧

【資料編】

- 1 関係法令
- 2 男女共同参画関連年表
- 3 第六次長野市男女共同参画基本計画策定の経過
- 4 長野市男女共同参画審議会委員名簿
- 5 用語解説（五十音順）